

令和4年度第7回御船町議会定例会（12月会議） 議事日程（第3号）

令和4年12月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

2番 井藤 はづき 君

11番 藤川 博和 君

5番 田上 英司 君

7番 森田 優二 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君 2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君 4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君 6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君 8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君 10番 田上 忍 君

11番 藤川 博和 君 12番 清水 聖 君

14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安田 哲也 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 宮本 正 君

教 育 長 上杉 奈緒子 君 総 務 課 長 野口 壮一 君

企画財政課長 本田 隆裕 君 町民税務課長 畑野 英樹 君

福祉課長 西本 和美 君 こども未来課長 沖 勝久 君

健康づくり保険課長 作田 豊明 君 農業振興課長 井上 辰弥 君

商工観光課長 河地 克敏 君 建設課長 島田 誠也 君

環境保全課長 鶴野 修一 君 会計管理者 田中 智徳 君
学校教育課長 本田 恵美 君 社会教育課長 緒方 良成 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。順番に発言を許します。

○2番（井藤はづき君） 2番、井藤はづきです。通告してまいりましたとおり、農業の危機的状況をどのように打開するかと小中学校の施設改修をいつするかについて、一般質問を行います。

まず、農業の危機的状況をどのように打開するかについて質問します。これは2016年のデータなのですが、産業構造の中で農林業の売上高が占める割合で、全国が0.3%、熊本県が0.9%であるのに対し、御船町は6.9%を占めています。このように御船町の産業構造の中で、農林業は重要な役割を担っています。また、経済面だけでなく、治山や地下水の保全、野生鳥獣との共生や景観の維持など、農林業が多方面で大切な役割を担っていることは御存じのとおりです。したがって、農林業を維持させることが御船町にとって有意義であることは明らかです。

そこで、近年農林業が直面している担い手不足、米価の下落や生産コストの上昇、鳥獣被害などの危機的状況をどのようにして打開したらよいか、農業者の方々から預かりました提案を交えながらお尋ねいたします。

以降の質問は、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の農業の危機的状況をどう打開するかについて、お答えをいたします。

国内の農業情勢は高齢化と担い手不足、鳥獣による農作物被害に加え、昨今の生産資材の価格高騰及び主食用米の価格下落も重なり、農業者の生産意欲の衰退に歯車をかけている状況にあります。この状況は本町においても同様であります。

このような課題を解決するため、本町では農業の持続的な発展に向けた取組みとして、新規就農者の就農定着支援、各種農業者組織への助成支援、高収益作物等の生産組織の設立に向けた支援、鳥獣被害対策に係るハード・ソフト事業支援、また国・県事業を活用した農業機器等の導入支援も積極的に推進しているところであります。

土地利用型農業の生産性向上が困難な中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金により農業生産の維持を図るとともに、中山間総合整備事業による生産基盤の整備を進め、農業生産の向上を図ってまいります。

また、地域における担い手問題については、未来に向けた農地利用の設計図とも言える地域計画人・農地プランに基づき問題解決につなげてまいります。こうした取組みに加え、本町では、今年10月、国に対し地域農業の現状と課題について提言し、課題解決に向けた事業メニューの創設を強く要望しており、継続的に行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） まず、担い手不足の解消に向けてについてですけれども、担い手不足の解消に向けて対策する上で、まずは、現在営農されている農家の方々ができるだけ長く農業を続けていけるような支援が必要です。毎年のように起こる自然災害によって、農地、農業用施設が被災すると、規模の小さい災害復旧の場合は全額自己負担で改修しなければいけません。ですので、その土地での耕作を諦めざるを得ないという農業者の方も増えており、耕作面積が急激に減少してきています。現在、営農して頑張っておられる農業者の方々を支援するため、国の災害復旧事業の対象から外れてしまう部分を、町として支援することはできないでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

特に災害が多い中山間地域の営農につきましては、急峻で狭小な農地が多く担い手不足、農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地の増加が懸念されております。農用地の維持管理につきましては、中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落単位で農地の保全に取り組んでおられます。しかしながら、毎年のように起こる自然災害において、災害復旧事業に該当しないような小規模な法面崩壊等が発生していることも地域から話を受けております。

議員から御提案がありました町による復旧支援につきましては、耕作条件の不利な中山間地域農業の持続可能な営農につなげるためには必要な支援だと考えます。このことに

つきましては、熊本地震に起因する支援事業としてありました農家の自力復旧支援事業交付金などを参考とし、これから協議を進めてまいります。

○2番（井藤はづき君） 早急に進めていただけたらと思います。また、新たな担い手の確保を図るためには、移住定住施策との連携が有効であると考えます。現在、空き家バンク制度を利用した場合改修助成金として50万円が支給される制度がありますがけれども、これを地域内で農業をする移住者に対しては、助成額の設定を拡充するなど、農業の担い手に特化した移住定住の促進を図れないでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

御船町空き家改修等補助金交付要綱により、交付限度額が50万円と定められているところですが、これまでも議会において補助額を拡充するべきとの御意見をいただいているところでありまして、農業分野に限らず、全体的な移住定住につながるように、制度の拡充について検討させていただきます。

○2番（井藤はづき君） 現在されているのがもう既に全体的な移住定住施策だと思うんですけれども、それでは間に合わないんです。本当に農業が直面している危機的状況を打開するためには、それだけでは足りない。特に、中山間部ではもう5年後にはどれほどの農家さんが残っているかわかりません。10年後となったらもうもったいですよね。それぐらい危機的状況であるということをしかりと認識していただいて、ぜひ農業に特化した移住定住に取り組んでいただけないでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） 御意見を踏まえて、また考えてまいります。

○2番（井藤はづき君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、御船町では竹林の整備も課題となっています。竹林整備において、粉砕機の導入を検討している農家さんも多いんですけれども、機械が高額で踏み切れずにいると聞きました。そこで、森林環境譲与税などを活用して町で竹の粉砕機を所持し、それを貸し出す、そのようなことはできないでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

管理が行き届かなくなった竹林、荒廃していく山、近年各地で放置されました竹林による森林の荒廃が問題となっています。中山間地域においては、タケノコの生産が主要な生産物の1つであり、その生産における竹林整備については、生産農家にとって必要不可欠な課題だと認識しております。

本町では、森林環境譲与税を活用し、各種補助事業を創設するなど、先進的な取組みを現在行っております。議員からの御提案につきましては、農業者への支援事業の1つとして、これから検討を行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） 前向きな検討をよろしくお願いします。

続きまして、農家の営農意欲をそいでしまっている大きな要因として米価の下落や生産コストの上昇というものもあります。町としては、どのような対策をしておられるのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

昨今の世界情勢の変化により、肥料など生産資材の価格高騰が続く中、米価におきましては年々下落傾向にあり、県内の令和4年産米の概算金が提示されましたが、主要品種のヒノヒカリ「森のくまさん」は前年度より660円下落し、1俵当たり1万1,400円の価格となり、米農家の経営を圧迫し、生産意欲の衰退に拍車をかけている状況であります。

本町におきましては、10月17日に九州農政局から来町された折、地域農業の現状と課題について提言を行っております。その中で、米農家への新たな支援策の創設について、強く要望を行っております。米価の下落、生産コストの上昇、この問題は、全国的な問題であり、農業関係団体などが連携し、国への強い要望活動が必要であると考えます。

よって、町としましては、要望につきましては継続的に行ってまいります。町単独での支援につきましては考えておりません。

○2番（井藤はづき君） この問題は、本当に農業者にとって深刻で、「もうこんな状況だったら、俺は米はせん」と言う方もたくさん聞きます。なので、引き続き国への要望活動をしつこく続けていただいて、また、多方面から要望を上げていくといいかなと思いますので、みんなで協力していきたいと思います。

また、やむを得ず、これまで営農していた田畑で耕作を諦めるという方もいらっしゃいます。そのときに、その農地をそのまま放置して荒地にしてしまうよりは、せめて植樹をして景観の保全だったり鳥獣被害の対策の面で貢献しようという取組みもあります。そういった取組みに対して、町として何か支援策はないでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、法的な話から申し上げますが、農地から植林への転用につきましては、営農していた農地が農業振興地域の農用地区域下で異なります。まず1点目、農用地区域外の場

合、申請者から農業委員会に対し、農地転用の申請を行う必要があります。2点目、農用地区域の場合、申請者から農振変更計画書を提出していただき、町と県とで協議を行います。県が法定協議で同意をして、県から市町村に通知があつて認められた後に、農地転用の申請を行う必要があります。

議員から御提案がありました植樹に対する支援につきましては、あくまでも農地所有者の経営判断による意向を尊重するところであり、町としての支援につきましては考えてはおりません。

○2番（井藤はづき君） 先ほどの話にも出しました鳥獣被害です。これは担い手不足だったり米価の下落などと並び、農業の危機的状況を生み出している最大の要因の1つです。町としても、既に様々な取組みを実施していることは承知していますけれども、農家の方々までその情報が行き渡っていないというのが現状のようです。

改めて確認させていただきますけれども、まず、防除に対する支援策としては現在どのようなものがあるのでしょうか。また、その周知徹底をさらに図っていただきたいと思うのですが、どのような方策を行いますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

鳥獣被害対策支援としましては、まず、国庫事業での電気柵、ワイヤーメッシュの設置に係る支援と町単独事業による、こちらは国庫補助事業の要件に該当しない3戸以上の農業者かつ農地が隣接に該当しない、主に中山間地域の農業者支援を行っております。

町単独事業につきましては、令和元年6月からワイヤーメッシュも補助の対象とし、補助率も40%から50%に拡充、上限額を15万円に設定し、鳥獣による被害抑止を目的とした農業者支援を行っております。

国庫補助の要望調査につきましては、毎年10月に区長宛て文書発送の回覧にて周知を行っております。町単独事業につきましては、町広報紙において毎年6月に掲載しておりますが、さらなる周知徹底を図るために、来年度からは4月と7月の年2回の広報掲載と併せて、各種会議においても周知を行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） せっかくだしい事業をされているので周知の徹底をしてください。

この電柵やワイヤーメッシュの整備に対する町単独の補助ということで、特に1戸から申請が可能となったことは、農家にとって非常に助かる支援です。しかし、その要件として、1反以上の面積が必要であり、中山間部の場合、そのような条件に該当する田畑は

実は少ないというのが実情です。要件緩和を切望する農家の声もありますけれども、いかがでしょうか。

また、補助率に関しても、昨今の物価高も影響して50%の自己負担を工面することが難しいといった農家も多いです。そのような状況をかんがみて、拡充が必要ではありませんか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農業者の方々からは、この鳥獣被害防止対策事業に対する高い評価をいただいております。中山間地域では、点在している狭小な農地での営農状況を踏まえ、面積要件の緩和と併せて、鳥獣被害が農業所得の減少に影響を与え、農業意欲の衰退につながりますことから、農業者の負担軽減を考慮し、補助率の拡充も早々と協議を行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） 町では、今お話しした電柵やワイヤーメッシュの購入に係る支援に加えて、農業者に対する防除の知識及び技術の向上の取組みをされていると承知しています。この取組みは今後も続けていかれる予定ですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

ソフト事業としましては、令和元年度からイノシシ、シカによる農作物被害の抑止を図る目的として、鳥獣被害対策アドバイザーによる地域での説明会、こちらは鳥獣に対する正しい知識の伝達、餌づけストップについてと併せて、現地での指導、こちらは電気柵等の正しい設置についての現地指導を行っております。令和3年度におきましては、コロナ感染症拡大の影響で実施しておりませんでした。今年度は、来年1月24日に、南田代第3区と木倉、宗心原と南木倉区を対象とした説明会の開催を計画しております。

また、狩猟免許を持つ農業者を対象とした捕獲技術の向上を目的としたくくりわなの設置方法についての現地研修につきましては、今年度は7月と11月に実施し、11月の実技研修の中で設置しましたくくりわなでのイノシシの捕獲を確認しており、研修の効果が発揮されたものと実感しております。

このような町の取組みは、農業者の方々から被害抑止につながる取組みとして期待していただいております。

よって、継続して実施してまいります。

○2番（井藤はづき君） 次に、捕獲の面ですけれども、町内に3つある駆除隊によるイノシシ、シカ、サルの捕獲に対して報償金を支給されています。最近は、私自身の体感でもあ

るんですけれども、シカがかなり増えているように感じます。地域の方々との会話の中でも、そのような話がよく出てきますし、林業者の方とお話したときも同様な認識でした。実際に被害が増えているということも聞きました。また、この頃特に増えているのがアナグマだそうです。アナグマは電柵やワイヤーメッシュなどの対策をしても、穴を掘って侵入してきますので、やはり捕獲による対策が必要です。

このような現状を踏まえて、報償金の内容の見直しを行う考えはありませんか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

シカによる農作物及び森林被害につきましては、年々増加傾向にあります。本町では、その対策の1つとして、令和2年度から銃猟と併せてくくりわなによる捕獲を駆除隊に依頼しております。捕獲につきましては、令和元年度が10頭であるのに対し、駆除隊の努力によりまして、令和2年度が31頭、令和3年度が61頭と、捕獲実績が伸びているところです。この実績は被害抑止につながるものであり、さらなる捕獲頭数の増が期待されております。

また、アナグマによる農作物被害は年々増加しており、その対策の必要性を強く求められている状況にあります。

このような状況を踏まえ、シカ捕獲報償金の拡充とアナグマ捕獲報償金の新設については、しっかりと検討を行ってまいります。

○2番（井藤はづき君） これで1つ目の質問は終わりたいと思いますけれども、この質問の中で、町による農地復旧支援だとか、竹林整備における町所有の粉碎機の貸し出し、町単独の鳥獣対策補助の免責要件の緩和と補助率の拡充、シカやアナグマの捕獲報償金の拡充や新設について、検討しますとか協議をしますという御答弁をいただきました。それと、農業に特化した移住定住施策、そういうことも考えますということとで答弁をいただきましたけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、また協議を進めていただいて、一日も早く実施段階までに進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移ります。小中学校の施設改修をいつするかについて質問します。

御船町総合計画の学校教育体制の充実という基本施策の方針として、教育活動を推進するに当たって必要な人的・物的資源を活用し、教育環境を整備しますとうたわれています。しかし、町内の小中学校施設の現状を見ると老朽化が進んでいるものが多く存在し、

特にトイレ施設は和式トイレや男女共用のトイレが数多く残るなど、子どもたちが安心して学びに専念できる環境であるとは言えません。既に計画に沿って改修に取りかかっていることは承知していますが、財政調整基金も震災前以上の水準まで積み上がり、ふるさと納税も好調な今、学校施設の改修、特にトイレ施設の改修にはふるさと納税寄附金等を活用しながら、もっと重点的にペースを上げて取り組むことができるのではないのでしょうか。

小中学校の施設改修をいつするか、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 小中学校の施設改修をいつするかについて、お答えをいたします。

本町の小中学校の校舎や体育館などの学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて多く建設され、建設後30年を経過した建物が5割を超える状況であります。このような状況から、令和2年3月に学校施設の計画的な改修、予防、保全を行うことで、学校施設を健全に保ち、良好な環境を形成することを目的として、御船町の財政負担を標準化し、長期的な視点をもって御船町学校施設長寿命化計画を策定いたしました。

現在、計画に基づき、優先順位の高い施設から改修を行っており、令和3年度は中学校のトイレ改修工事を行いました。本年度は中学校の体育館及び特別教室等の屋根の改修及び防水工事や、御船小学校の体育館屋根の改修の設計委託などを行っているところであります。今後も計画に基づき、施設改修を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○2番（井藤はづき君） それでは、まず町内の小中学校の施設は、築後どのくらい経過していますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

各学校ごとの築年数を申し上げます。御船小学校校舎12年、体育館40年、滝尾小学校校舎39年、体育館51年、七滝中央小学校校舎16年、体育館47年、木倉小学校校舎44年、体育館49年、高木小学校校舎41年、体育館49年、小坂小学校につきましては、地震後改修しました棟以外の校舎が42年、体育館19年、御船中学校校舎46年、体育館21年となっております。

○2番（井藤はづき君） 先ほどの町長答弁の中で築30年を経過した建物が5割を超えると言われましたけれども7割ぐらいありますよね。そのように、ほとんどの学校施設で老朽化が進んでいるんですけれども、今後の改修についてはどのように計画されていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

長寿命化計画の実施計画に基づき改修を進めているところですが、今後、御船小学校体育館の屋根改修、小坂小学校・滝尾小学校校舎、滝尾小学校・高木小学校体育館の改修を令和7年度をめどに予定しているところです。

○2番（井藤はづき君） 計画策定の当時から、社会情勢の変動など状況が大きく変化していると思われますけれども、今ある計画は実情に合っているのでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

社会情勢は変動しているところでありますけれども、長寿命化計画どおり進めていきたいと考えております。昨年度は、計画以外に小学校の屋外トイレの改修を行っております。今後、長寿命化計画で計画している改修以外でも、優先的に改修を行う必要があれば、対応していきたいと考えております。

○2番（井藤はづき君） 計画以外で優先的に行う必要があるものとして、まず第一にトイレが挙げられると思うんです。私としては考えるんですけれども、教育委員会としてはどう意識されていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

6月の一般質問、はい、トイレ改修、トイレの生理用品設置を受け、各学校のトイレのほうも全て確認したところです。かなり老朽化しているという現状は把握していますし、必要性はあるかということも認識しています。

○2番（井藤はづき君） やはり、子どもたちだとか子育てをされている方々が、学校を見に来たときに、一番気になるのはやはりトイレなのかなと思うんです。トイレがきれいだったらいいんですけれども、トイレがすごくくさいとか汚いとか、そういったところを見てしまうと、「ああ、この学校に子どもをやるのはどうかな」となってしまう方も多くおられます。

このトイレですけれども、壁を明るいものに替えるだけでも印象は変わると思うんですけれども。そのような取組みを行う考えはありませんか。

○学校教育課長（本田恵美君） 確かに壁の色を明るいものに替えるだけでも明るくなるトイレはあるかと思います。例えば電球が今蛍光灯ですので、蛍光灯からLEDに替えるなどしてできないか検討を進めてまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 6月の一般質問の中でも提案したんですけれども、長寿命化計画と

は別に、トイレに特化した計画を立てる必要があると考えます。この中で、スペースの問題等ある部分は本来の長寿命化計画とも連動した改修計画を立てるのが効率的ではないでしょうか。仮称ですけれども、学校施設トイレ改修計画といったものを策定する考えはありませんか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

来年度以降、長寿命化計画と併せましてバリアフリーの観点から、優先的に行う必要が出た事案については、前倒しも含めて柔軟に対応していきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 小中学校において、校舎や体育館自体の改修はもちろんですけれども、トイレの改修は特に急務です。和式から洋式へ、また湿式から乾式へ、男女共用トイレの解消、多目的トイレの整備など、それぞれの学校に課題がたくさんありますので、できることから迅速に対応していただきたいと思います。

ところで、今後こういった改修に係る作業が立て込んでくるとは思われますが、課内にそのような施設の管理に係る業務を専門に担当する部署、または職員は配置されていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

専門部署及び建築関係に長けた職員はいないのが現状です。設計業者と打ち合わせを行い、補助金が絡むような事業がある場合は、熊本県に確認しながら改修を進めているところです。

○2番（井藤はづき君） 総務課長、そのような専門の人員配置というのが必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（野口壮一君） 建築知識を有する職員の採用募集をこれまでも行ってきたのですが、なかなか応募がない状況にあります。今後、全課に係る公共施設の改修等業務に必要な専門的知識を持つ職員確保は必要だと考えております。

○2番（井藤はづき君） ほかの業務をしながら、こういった改修とか施設管理の業務を兼ねてしていくというのは大変だと思います。今後、こうやって30年以上40年を超える校舎施設がありますので、これをどんどん計画的に改修していくとなったときに、この業務がどんどん増えてくるということは見込まれますので、難しいのかもしれませんが、積極的に人員の確保をお願いしたいと思います。

ところで、ふるさと納税寄附金の活用事業の第一番目の項目に、子育て支援、教育に

関する事業というものがありますけれども、この事業に対する寄附金の過去3年間の推移はどうなっているのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

令和元年度から令和3年度までの寄附額を申し上げます。まず全体的な寄附額と、それから子育て、教育に関する事業分等を申し上げます。令和元年度、寄附総額6億6,866万4,000円、うち子育て、教育に関する事業分は2億181万3,000円。令和2年度、寄附総額24億8,026万9,000円、うち子育て、教育に関する事業分は2億8,448万6,000円、令和3年度、寄附総額25億3,455万7,000円、うち子育て、教育に関する事業分は3億4,038万2,000円となっております。

○2番（井藤はづき君） それでは、どのような事業にどのくらい充当されましたか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

過去3年間に充当した主なものとして、英語指導員、外国語指導員の費用に約1,220万円、教材費及び学校用備品関係に約3,280万円、工事修繕関係の費用、これは設計業務委託等を含みます、約3,540万円となっています。また、各年度共通して、子ども医療費にも充当しております。

○2番（井藤はづき君） では、今後はどのような考えで使っていくおつもりでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

ふるさと寄附金依存型の財政運営にはいけないという認識のもとで、やむを得ず経常的な経費に使うこともありますが、基本的には、経常経費以外で、かつ国庫補助金等の財源が伴わないような町単独の事業に使っていきたいと思います。

○2番（井藤はづき君） ふるさと納税や財政調整基金の活用を踏まえた上で、学校施設の改修に対して、最大で1年、毎年どのぐらいの予算がかけられるのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

ふるさと応援基金の中で、子育て支援、教育に関する事業の項目は、残高が令和3年度末時点で約3億9,000万円です。年間の取崩し積立の実績にもよりますし、学校施設以外の子育て支援にも予算措置をしなければならず、なかなか幾らという具体的な数値まではお答えができません。しかしながら、教育環境がよくなるために必要な予算を確保するよう努力してまいります。

○2番（井藤はづき君） 子育て支援、教育に関する事業のための基金残高が、今3億9,000

万円ほどあるとのことですが、その使い方については何も考えていないということなんでしょうか。どういうことを言いたいかといいますと、例えば今後の積み増しの分を抜いて考えるんですけれども、その3億9,000万円を、例えば子育て支援と教育で半分ずつ使います。とすると、その半分が1億9,000万円ぐらいです。1億9,000万円を例えば3年間で使います。というふうにしたら、毎年6,000万円は学校の備品購入だとか施設改修に充てます。何かそういった大体の大まかなシミュレーションとかおおよその配分みたいなのは検討されてないのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

毎年、単独でそのときの学校教育課あるいは子ども未来課等から、子育て支援関係の予算要求がありますので、単年単年でこういった、ふるさと納税を充当してまいりました。今、井藤議員から、本当に参考になるような御意見をいただきましたので、今後そういったことも考えながら、配分をしていきたいと思えます。

○2番（井藤はづき君） これは教育に限らずなんですけれども、それぞれ4つ項目がありますよね。そういった項目ごとに、大体どのような事業に使うかというのが想定できている部分もあると思えますので、そういうのを踏まえながら、配分をあらかじめ考えておいたほうが、計画的に使えていくのではないかなと思えます。

子育て教育に関する事業に対する寄附金も毎年2億円から3億円ほど、安定して今のところは入ってきているというのがありますので、そういったところも踏まえながら、シミュレーションをするといいいのではないかなと思えます。

続きまして、ふるさと納税の項目に、学校施設のための限定の項目というものは作れないのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

令和元年度まで8項目だったものを、令和2年度から4項目に変更しております。変更した理由としましては、寄附者がより選択しやすいように、わかりやすい表現にしたものであります。御船町ふるさと応援基金条例施行規則で定めておりますので、規則の改正を行えば変更は可能ですが、現時点では、学校施設のための限定項目を設置することは考えておりません。

○2番（井藤はづき君） では、クラウドファンディングまたは御船高校のように寄附を募るような取組みはできないのでしょうか。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

他の自治体でクラウドファンディングを活用されている例があると聞いておりますので、参考にさせていただきたいと思います。町としましては、引き続きふるさと納税の受入れが増加するように努めてまいります。また、今後は目的に応じて寄附を募る企業版ふるさと納税制度を活用した財源確保にも力を入れていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） 卒業生の方ですごく故郷に思いを持って寄附をしてくださるという方も見受けられますので、そういった方にもしっかりと現状をPRするなどして財源確保に努めていただければと思っています。

学校施設の状態は、子育て世代が移住先を検討する上で優先順位の高い要素でもあります。実際に、老朽化した学校やトイレの状態を見て、移住先だったり通う学校を考え直したというケースを知っています。学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、安心して教育を受けられる環境を整備するということは行政の責務です。

この町の未来を担う子どもたちのためにも、今まで以上に予算や人員を割いて、一刻も早くこの町の学校施設の改修を進めていただけないでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えをいたします。

子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整備していくことは重要な責務であると考えております。今後も、教育環境の充実を図ってまいります。

○2番（井藤はづき君） 教育環境の充実を図っていただけるということですが、それらいつまでに築30年以上の学校施設をゼロにするか、何か、目標はあるでしょうか。大規模改修となった場合は、改修した年から数えてということでもいいんですけれども、何か目標はありますか。

○町長（藤木正幸君） 井藤議員の気持ちは本当によくわかりますし、胸に刺さるところであります。長寿命化計画を定めております。その長寿命化計画の中において、改修、改築等を考えていきたいと思っています。ただ単に計画に沿っていくのではなく、先ほどから論議があつていますように、必要なところに必要な分を、必要な箇所に必要な部分を確実に注入していくということが大事になってきますので、そういったところは市内一丸となって前向きに頑張ってまいりたいと思います。

○2番（井藤はづき君） 必要な箇所というのはぜひ必要なんですけれども、その計画があまりにも長期になってしまうと、もう常に30年以上の学校ばかりになってしまうという

状況になってしまいかねないので、できるところからできるだけ前倒しにしながら、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

これで質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、11時まで休憩をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○11番（藤川博和君） 11番、藤川です。通告していた件について質問します。

2020年の御船町都市計画マスタープランについて。御船町都市計画マスタープランは平坦地2,206ヘクタールが指定されています。1、都市計画地区内の用途変更による土地面積の推移について、2、都市計画地内の人口増減による年代階級別人口の割合について、3、都市計画地区内で発生している内水対策について、4、若年層の定住促進への対策についてを質問します。

あとの質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の質問にお答えいたします。2020年の御船町都市計画マスタープランについてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、町民に最も身近な行政機関である町が、町民の意向を反映させながら身近な都市空間の充実や地域の個性を生かしたまちづくりに向けて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定めたものであります。

2020年3月に改定した御船町都市計画マスタープランでは、都市づくりの将来像を町の最上位計画である第6期御船町総合計画に合わせ、「みんながわくわくする御船町」とし、まちづくりの基本方針として、1、御船らしさを継承したまちづくり、2、地域交流の活発なまちづくり、3、安心・安全で快適に生活できるまちづくりを掲げています。

なお、計画の対象区域は都市計画区域を基本とし、目指すべき将来像を長期的視野から展望した計画が必要となるため、おおむね20年後の2040年を目標の年次としております。

今後も、本計画の方針に基づき、御船町の持続的な発展を図るため、まちづくりの目

標実現に向けて取組みを進めてまいります。

その他、個別の質問については、担当課長から答弁させます。

○11番（藤川博和君） まず最初にマスタープランについて、都市計画地内の用途変更による土地の面積の推移について、お尋ねします。

まず、都市計画マスタープランでは、平坦地を用途地域と用途白地地区に区分されていますが、その区分の範囲の説明をお願いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

用途地域は、町中心市街地の186ヘクタール、大まかに言えば、北側は町道西木倉桜町線沿線の西往還地区まで、南側は国道443号、妙見坂トンネル手前まで、東側は辺田見山の裾野まで、西側は御船原台地裾野までと、小坂地区のコストコ周辺の11ヘクタールの合わせて197ヘクタールとなっています。それ以外の都市計画区域2,009ヘクタールにつきましては、用途白地地域となっております。

○11番（藤川博和君） 今課長の答弁で、用途地域は御船校区が主であって、コストコ付近が若干入っていると。ほかは用途白地地域になっているですね。そうすると、2017年度に調査された用途地域です。これは197ヘクタールありますが、田畑の自然的土地利用が54.4ヘクタール、住宅・商業用地、道路などの土地利用が142ヘクタールとなっていますが、その後の開発によって田畑が宅地に用途変更になったのは、その面積はどれだけですか。

○建設課長（島田誠也君） 用途地域内における宅地等への用途変更の面積は、約12.4ヘクタールとなっております。

○11番（藤川博和君） 大体2割強が宅地になったということですね。次に、用途地域内での人口増減による年代別人口の割合についてお尋ねします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

都市計画区域内の人口につきましては、直近の3カ年で208人増加をしております。そのうち用途地域内の人口については112人増加しています。年齢階級別人口については、用途地域だけの統計数値がありませんので、御船町全体での傾向で申し上げますと、10代以下と40代が特に増加している状況がございます。

○11番（藤川博和君） 今10代以下、40代が増えているということは、ちょっと言えば、1戸建ての世帯者が多くなってきたと思いますが、次に、用途白地地区においても、田畑、住宅用地の増減や人口の年代別階級の変化があったと思いますが。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

用途白地地域の人口につきましては、直近3カ年で96人増加をしております。また用途白地地域における、田畑から宅地等への用途変更の面積は6.7ヘクタールになっております。年齢階級層につきましては、先ほどの答弁のとおりです。今後、小池高山インター周辺や木倉地区において企業誘致が予定をされておりますことから、用途白地地域においても、宅地への用途変更等の増加が今後見込まれると見ております。

○11番（藤川博和君） この用途変更によって、田畑を宅地に用途変更することで、土地の固定資産が増額になると思いますが、現状の農地を宅地に用途変更することで、税額はどれだけ増額になるか。また、用途地域と用途白地地区では、この税額の差はありますか。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

平坦地区で申しますと、農地から宅地に地目変更することで、住宅用地で大体20倍から30倍ぐらい、事業所や店舗などの住宅以外の用地で大体40倍から60倍ぐらいとなります。各々の土地が接します道路の路線価などの諸要件によりまして土地の固定資産税を算定するため、違いがあります。

また、用途地域と用途白地地域で差はありますけれども、その差はごく小さいものとなっております。

○11番（藤川博和君） やはり農地から宅地へ用途変更になることで、相当な税額が増えていると思いますが、それと同時に宅地が増加するという事は建物も増えていると思います。土地と建物の固定資産税は、毎年どのくらい増額になっているのですか。この2～3年です。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

用途地域と用途白地地域のほうで区別ができませんので、町全体でのお答えをさせていただきます。令和元年度から令和3年度までの過去3年間の固定資産税の課税実績で申し上げますと、土地で、年平均264万円の増、建物で、年平均717万円の増となっております。

○11番（藤川博和君） 今、個人の固定資産税がやがて1,000万円ほど大体毎年増額しています。それと、コストコなど企業等が最近多く進出しておりますけれども、この固定資産の増額は今後どれだけになるか、見通しはつきますか。見込みです。

○町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

コストコ周辺の土地の固定資産税、土地、建物の固定資産税につきましては約7,000万円強を、当初立地前は見込んでおりました、それ以外の法人税、住民税も含めると、以前にも答弁しておりましたが、1億円を見込んでいるところでございます。

- 11番（藤川博和君） この2～3年、宅地造成、いろいろ増加することによって、今言われたように固定資産、個人、法人に1億円強ぐらいの税額になるというのはいいことですね。それと、当然世帯も増えていくと思いますので、現在、町の1人当たりの所得は幾らか、それと郡内で何番目で、県内でも何番目かを教えてください。

- 町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

熊本県統計協会が令和4年5月31日に公表しております市町村民経済計算報告書、令和元年度版の中で、1人当たり市町村民所得が掲載されております。これは、市町村民の1年間の経済活動を経常的に捉えたものであり、個人所得や法人所得、投資など、様々な数値から推計をしたものであります。

報告書では1人当たりの所得として、御船町では235万4,000円となっております。また、郡内5町で嘉島町、益城町に次いで3番目、それから県内45市町村中24番目となっております。

- 11番（藤川博和君） 今、課長の答弁では、郡内では嘉島町が一番になっているのですね。嘉島町が一番の要因は、私が思うとクレア周辺の宅地分譲です。これによって人口が増加し、年代層が大体若年層が結構転入されていると思いますけれども、この転入先は、大体勤務先は市内でサラリーマン世帯が増加したことが増額の原因だと思います。サラリーマン世帯が増加することにより1人当たりの所得額が増額したことで、御船町も今後、そういう、まあ農家よりかサラリーマンの人が多くなることで、嘉島町のように1人当たりの所得が増加になるようになりますかね。

- 町民税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりサラリーマン世帯の増加が大きな要因の1つであると考えますが、今後、御船町においても宅地開発が進みまして、子育て世代等の転入増加や企業の立地により経済活動の活性化によりまして、1人当たり所得額の増加がさらに期待できるものと考えます。

- 11番（藤川博和君） 次に、2番目の内水対策についてお伺いします。用途地区での宅地開発では農地が減少し遊水池がなくなり、内水問題が多く発生しています。開発地区での内

水対策はどのように考えておられますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

開発区域での内水対策につきましては、県の開発許可申請に伴う調整池設置基準によりまして、5,000平方メートル以上の開発を行う場合には調整池を原則設置をすることとなっております。

また、御船町の開発行為等の適正化に関する指導要綱の手引きに基づきまして、開発区域内の雨水につきましては、その用途及び開発面積にかかわらず流出抑制対策を講じるものとしております。対策としまして、雨水浸透枡の設置、それから浸透性舗装を採用するなど最大限の雨水対策を行うよう、開発事業者には指導をしているところですが、宅地化が進むに連れて内水対策も発生をしているという状況です。

○11番（藤川博和君） この内水問題については、私は今まで数回一般質問をしてきましたけれども、この内水氾濫の原因は大体わかっておりますが、その対策についてまだ行政では解決していない状況になっておられますが、内水氾濫が発生している、特に役場周辺です。それとふれあい広場、この要因は一応関連していると思いますが、この原因は、私なりに考えるのは、集中豪雨のとき大量の水を排水路で処理できない。この排水について、何か対策は立てておられますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

内水対策につきましては町の重要な課題でありますので、令和3年10月に役場関係課と県・上益城地域振興局の関係課長をメンバーとします内水対策検討プロジェクトチームを立ち上げております。このプロジェクトチームでは、町の対策だけではなく、県の事業としての矢形川のしゅんせつ等の取組みにより、御船町内における浸水冠水の軽減を図ることが協議をされているところです。

環境保全課では、浸水冠水の箇所のうち、議員がおっしゃいました役場周辺とふれあい広場を含めます矢形川左岸地区など3地区を対象に浸水シミュレーションを実施しております。このシミュレーションの結果でも、議員御指摘のあった水量の容量不足が内水が水路等からあふれる原因だとということで、結論づけております。

このことから、水路の容量不足を解消するための水路の拡幅につきましては検討したところですが、下流への影響それから内水の排出先である矢形川の落合樋門周辺の農地の冠水というものが懸念される場所であり、水路の拡幅対策につきましては慎重にならざ

るを得ないというのが現状です。

このことを踏まえまして、現時点では引き続き水路のしゅんせつなど短期的にできる対策を講じながら、浸水シミュレーションに基づいた効果的な場所への調整池の設置などの検討を進める必要があると考えています。

○11番（藤川博和君） 私は、やっとプロジェクトチームを作られていろいろ調査をされておることは感謝しています。問題は、一番問題になっている役場周辺の内水の原因です。これは私が考えるのは、集中豪雨のときの辺田見山からの大量の水が用水路に流れることができずに、特にまた開発によって田んぼがなくなっております。ためる場所がなくなって内水氾濫が発生していると思われていますが、この辺田見山の周辺の水の対策は何か考えておられますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和3年度に実施しております浸水シミュレーションにおきましても、大雨時に辺田見山からの水が宅地内を横断して矢形川に流れていることを確認しております。またこのシミュレーションで矢形川左岸の道路冠水を防止する有効な対策として、水路断面の拡張や矢形川への排水ポンプの設置、それから調整池の整備などが評価されておりますが、実施するには莫大な費用がかかることに加え、時間もかかるということで、またさらには矢形川の管理上の課題があるということで、現時点において対策が実現しておりません。令和5年度には近年の気候変動に伴う、国の新たな基準に基づきます、この浸水シミュレーションの見直しを予定しております。このシミュレーションにおいても、これまでを上回る対策の評価がなされるということは必須であることから、このシミュレーションに基づき下水道事業における内水対策のみならず、農業部局それから道路や河川を所管する建設部局、ほか防災部局など、あらゆる視点から補助事業や有利な起債事業を活用した対策を講じる必要があると考えています。

○11番（藤川博和君） 課長は今いろいろ考えておられますが、排水ポンプの設置、貯水池の整備などの対策を考えておられるようですが、内水氾濫の要因として、私が思うのに、辺田見山からの排水問題が一番だと思うんです。現在、辺田見山からの大量の排水は、上辺田見地区の用水路で分散して御船川に排出しておりますけれども、この上辺田見地区での用水路で、御船川に排出されている排水口は何カ所ありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船川に排出されている排水口の箇所ということでございます。辺田見にあります若宮堰ふれあい広場を起点にしますと、上流側に4カ所、下流側に3カ所あるのを確認しております。

○11番（藤川博和君） まず、この用水路を改良して、御船川にある、今言われた排水口を、若宮堰より下流の排水口を利用して、御船川のほうに排水できないですかね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今議員の御提案の件については、内水対策プロジェクトチームでもこれまで少し議論があったところでもあります。浸水冠水の原因の1つに、御船川に流れ込む既設の水路が機能不全に陥っていることにより排水がうまくいっていないという可能性は考えられます。このことから原因となる箇所を特定しまして改善するといった対策は、町の事業としては今後実施できるのかなと考えています。

今後、辺田見山の周辺からの雨水の御船川への排水につきましては、既存水路の機能改善を含めまして、この内水対策プロジェクトチームでの対策の有効性、それから周辺への影響の調査の検討を進めてまいりたいと考えています。

○11番（藤川博和君） いろいろプロジェクトチームができましたので調査して、いい報告をお願いいたします。

次に、若年層の定住についてです。これは平成27年9月の地方創生特別委員会に、若い世代が定住するまちづくりとして、1、特色のあるまちづくりとして、幼児からの英語教育、それに町営図書館の建設、2、町内を熊本のベッドタウンとしての宅地開発、3番目に大型商業施設の誘致として、これはちょうどそのときコストコが県内への出店の場所を探しておられたときだから、コストコの誘致を委員会に提案しました。ただ、提案した最初の特色のあるまちづくりとして、町は幼稚園から大学のある学園のまちづくりをアピールされておりますが、都市計画にも学校教育体制の充実を挙げ、小学校1年から英語教育を行うと記載されております。

町長も9月の議会では、町は英会話の充実を行っていくと答弁されております。英会話の授業はどんな内容で指導されておりますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

授業の中で英語教育が始まるのは小学校3年生からですが、御船町では町内全ての小学校1年生から英語教育を行っています。小学校1、2年生は、体遊びなどを通して基本

的な語彙の定着を慣れ親しむ活動を行っています。3、4年生は外国語教材、5、6年生は教科書の内容を参考に部屋を作り、英語で質疑応答をしたり、班活動を通し英語で発表するなど、目的に応じて英語で表現ができるよう、英語力を高めています。

指導者としては、熊本県教職員の英語専科が1人、町の会計年度任用職員として英語指導主事と英語指導員を1人ずつ、外国人英語指導員のALTが小学生を指導しております。

○11番（藤川博和君） 今は小学校の授業だったのですが、中学校はどのようになっておりますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

中学校の英語教育については、現在話すことを重点に置いて指導を行っています。授業は英語で行うことを基本としております。その中で、自分のことで会話するなど、自分の考えや気持ちなどを伝え合い、即効性を持たせることを大事にしています。そのために、個人やペアでの口頭での練習を充実させ、定着を図ることを目標にしております。

さらには、身近な地域の名所や史跡などについて紹介するなど、パフォーマンステストを位置づけるようになっていきます。そこで、御船町では英語を日本一のまちづくりを掲げ、ミズーラ子ども英語劇や英語発表会を通したモンタナとのビデオレター交流など、生の英語に触れる機会を様々に提供することによって、英語による会話ができるようにしていきたいと考えながら、授業を行っています。

○11番（藤川博和君） 中学校ともなれば、相当英会話などが重要視されておられますが、英会話上達にはリスニング、スピーキング等の対面のあれが必要と思いますが、こういう対話のできる施設、そういう施設はありますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

現在各教室で授業を行っておりまして、特別な施設はありません。

○11番（藤川博和君） なぜこれを聞いたかと言いますと、この間都立高校の入試に、今年度からスピーキングテストが実施された。このスピーキングテストというのはどういう内容のテストですか。これが今から高校入試には重要されるだろうと思いますけれども。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

都立高校でスピーキングテストが導入されるというお話ですけれども、今のところ熊本県の県立高校での入試に関するスピーキングテストについては、予定はないというところ

ろで把握しております。ただ、入試では現在予定はありませんが、令和5年度、新年度の中学3年生に実施予定の全国学力学習調査において、話すことの調査、スピーキングテストがタブレットを活用し、実施される予定になっています。

この調査は、4月の中旬から5月の下旬にかけて実施され、ヘッドセット、ヘッドホンとマイクが一体化されたもので、問題をヘッドホンで聞き、タブレットにマイクを通して、その回答を吹き込むものです。吹き込んだ音声は録音され、システムを通じて文科省の採点に送られます。今後、このようなテストの方法が進んでいくのではないかと考えられます。

○11番（藤川博和君） だから、先ほど、そういう試験があるから、そういう試験に対応するような設備はありますかと尋ねたんです。だからヘッドホン、それと録音したもの、そういうのを今度はまとめて、学校内でやはり訓練しないといかんと思うんです。そういう施設は、やはり今後必要と思いますけれども、そういう施設は、できる場所はありますか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

議員がおっしゃる、その施設の増設については、現在の学校施設の状況からはなかなか厳しい状況であると認識しております。

○11番（藤川博和君） 今後、県内のテストが始まれば、そういう施設は必ず造らなければいかんと思うんです。設備というかヘッドホンとタブレット、それは答えた会話をどこで収録し、誰が判断するのですか。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

今回新たな取組みで初めてになるんですけれども、各教室でテストは行うことになります。採点については、今のところは、録音されたデータをオンラインで送って、システムを通じて採点をされるようになると確認しています。

○11番（藤川博和君） 次に、これは確認ですが、マスタープランの中に、公共施設の欄に図書館が明記されておられません、これはなぜですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

町立の図書館につきましては、独立した建物ではございません。カルチャーセンターに設置してありますので、そのために図書館の明記がありませんでした。

○11番（藤川博和君） 公共施設を見れば、カルチャーセンターも書いてないんですね。これは为什么呢。

○社会教育課長（緒方良成君） カルチャーセンターは公民館でもありますので、公民館イコールカルチャーセンターということで、同じものであるということで、認識をしております。

○11番（藤川博和君） というと、公民館の中にカルチャーセンターがあつて、カルチャーセンターの中に図書館があると理解せなんのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） カルチャーセンターと公民館がどこで区分されるかというのは明確にはされておられません、カルチャーセンターの中に図書館を置くと書いてありますが、公民館とカルチャーセンターの位置づけというか、明確なところはございません。

○11番（藤川博和君） ほかの、郡部の周りの町には、町営図書館などの施設、併用した施設がありますが、御船町には、こういう独立した図書館経営施設はありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

郡内においても町立の図書館というのは、図書館、図書室ございますが、図書館の建設につきましては、現在のところ計画はございません。しかし、町民の図書館のニーズというのは非常に高いところがありますので、まずは現在の施設の充実を図りながら、御船町にふさわしい図書館のあり方について、広く御意見を伺ってまいります。

○11番（藤川博和君） 今、現在は図書館の建設の計画はないと言われたんですが、しかしありますね。そのしかしという考えを読めば、建設はやりたいとちょっと聞こえるんですが、全然そういう建設の計画は全くゼロですか。

○社会教育課長（緒方良成君） 今のところ建設についての計画というのはございませんが、しかしというのは、確かに今の図書館というのは非常に狭くて、町民の方にも非常に御不便をかけているところでもあります。そのために、図書の充実を図っていくというところで答えたというものであります。

○11番（藤川博和君） 今、課長が言われたのは、図書館は部屋が狭い。けれども書籍は多くしたいということは、どこにどう書籍を置かれるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

施設につきましては、公民館分館等を活用しつつ、そこで蔵書をできればと。また現在は県立図書館との連携も行っております。県立図書館の借りたい本を御船町で受け取れると、そしてまた返すという、その事業も行っておりますので、その事業をもっと活用、拡大していきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今、県立図書館と言われましたけれども、やはり図書館というのは、町民の方が行って目で見て初めて触ってから借りられるのが図書館の役目ではないかと思えます。常時行ってですね。ベテランの方はそうやって見てから一応こういうのをやりたからということで、県立図書館にあるならそれを見て注文ではないけれども借りられるけれど、普通の町民の方は目で見て初めて貸出しをされると思うとです。だから、今言いますように、狭いならば、やはり大きいところに、どうにか図書館ができないかなと思うとです。

御船にはそういう施設はありますか。空白のそういう図書館などが移動するあれは。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

現在のところ、そういう図書館を移転させるという、手頃な施設というのはございません。

○11番（藤川博和君） 一応、課長にお尋ねしますが、図書館と学校の図書室の違いはどうなるのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

図書館というのは、図書館法に基づいて条例等で設置されたものが図書館です。図書館法という法律に基づいておりますので、必ず司書を置く必要がございます。図書室については、図書館法に基づかないもので設置されておりますので、必ずしも司書を置く必要はございません。ただ、司書を置いても構いませんが、必ず置かなければならないというものではございません。

○11番（藤川博和君） 今の説明では、図書館と図書室の違いは、司書を置くか置かないかのあれですたいね。郡内で図書室を設けてあるところはありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

郡内では、甲佐町と嘉島町が図書室として運営がされております。

○11番（藤川博和君） 今のあれでいけば、まだ図書館建設はなかなかできないというイメージで捉えていていいですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今言われましたように、今の状況ではまだ図書館建設というところまで至っておりません。

○議長（池田浩二君） 藤川議員、1件につき3回までとなっていますので、まとめてお願い

します。

〔「一般質問は関係ないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） はい、わかりました。

○11番（藤川博和君） 次に、宅地開発は先ほども質問しましたが、宅地開発が進んでいて、人口も増加する傾向になっておりますので、いい傾向になっていると思います。これはずっと進行していただきたいと思います。

3番目に、大型店舗の誘致では、今の答弁ですが、コストコ誘致ができました。コストコの出店によって、町に何か変化はありましたか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

コストコの誘致が決定した以降、とてもいい影響を受けております。抜群のネームバリューによりまして、御船町の認知度が飛躍的に上昇したことは明らかです。コストコ、小野建それから日野出という企業が次々と御船町インター周辺に立地いただいた結果、可能性それから期待値が高まりまして、木倉西往還地区に複合型宿泊施設も立地しております。そのほかにも企業の進出が進められているところです。

そのほか、住宅にも影響がありまして、御船インターチェンジすぐ横に約100戸のマンションが建設中ですし、コストコ立地以降、約100区画以上の宅地造成がなされていまして、人口も増加傾向に転じております。

○11番（藤川博和君） 今課長の答弁で、コストコができたおかげで町によい影響が出ているようですね。このコストコについて、コストコの存在によって若年層が御船町に注目されておりますが、若年層の中に、コストコ周辺に住みたいという願望を持っておられる若者が多くいると聞いております。嘉島町が人口増加した原因はクレアの出店です。クレア周辺に店舗ができて発展して現在になったと思います。

町はコストコ周辺の開発をどう考えておられますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

御船インターチェンジ周辺は、総合計画及び都市計画マスタープランにおきまして、産業振興エリアに位置づけられている一方で、現状が農用地区でありまして、開発が抑制されている地域となります。現時点では具体的な計画はありませんけれども、地理的優位性が十分な潜在能力がありまして、企業誘致による雇用それから税収、定住促進などの波及効果が見込まれる地域となります。

進出してくる産業が既存農業と共生できるよう検討を進めながら、効率的な土地利用を図っていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） この場合、誘致のときに、用途変更はコストコと同様な変更の状況になるのですか。

○商工観光課長（河地克敏君） 大変申し訳ありません。質問の趣旨が理解できませんでしたので、もう一度お願いいたします。

○11番（藤川博和君） 今の農地です。これは企業誘致をする場合、コストコの場合は面積が多くなるとなかなか農地の用途変更はでけなかったですね。これは、そういう面積に関係なくして用途変更ができるかということです。ああいう、大型の面積でないと用途変更はできないなら、なかなか今までどおり、インター付近には企業は来にくくなりませんかということです。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

面積の大小にかかわらず、時間はかかりますけれども、用途変更は全てできないというわけではありません。少ない面積でも時間はかかりますけれども用途変更はできていくと理解しています。

○11番（藤川博和君） インター付近は簡単に、例えば1,000平方メートルぐらいで用途変更がなるかというのと、ならないと聞いていたんですね。ある程度面積が多くなるとなかなか用途変更はできないと、何ヘクタールという。今の課長の答弁では、わずか1,000平方メートルの土地でも用途変更は可能と受け取っていいんですね。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

用途変更を行う場合は、最終的にどういう計画をするか、というのが必要になります。その計画がきちんと決まっておりましたら、時間はかかりますけれども用途変更ができていくということになります。

○11番（藤川博和君） 時間を要すれば用途変更は可能ということですね、そう考えていいですね。

○農業振興課長（井上辰弥君） 議論等あっておりますけれども、農地から転用する場合には、コストコと同様、面積がコストコるときは大規模的なものになりましたけれども、基本、今、河地課長が答弁しましたように、面積が大・中・小とあったとしても、確たる計画があつて、それをもって開発するということであれば、農振除外ということは

可能となります。

○11番（藤川博和君）　そういう大小でも開発が可能というなら、ぜひそういう企業を誘致してもらいたいと思います。

コストコ出店の件について、私が実感したところを述べますが、少々長くなりますが、最初2015年9月7日、第8回地方創生特別委員会でコストコが他の町に出店したいが、その町はコストコとの条件が合わず、出店は断るとの情報を得たので、委員会に御船町への出店を提案しました。11月に、福岡県久山町にあるコストコを委員7名と議長で視察に行き、出店の条件などの説明を聞きました。

出店の条件は店舗の半径50キロメートル以内に人口100万人、道路は片側2車線、インターが近くにあることと説明を受け、御船町はその条件に達していると委員会で判断し、御船町へコストコの出店要請を申し入れました。そのときの説明責任者が現在の御船コストコの店長です。

その町が正式に出店を辞退したのを確認して、町長がコストコ本社のある川崎市に交渉のために出張されました。それから交渉を繰り返し、やっと交渉が軌道に乗ったときに熊本地震が発生して、交渉は1年余り中断になりました。地震の対応にめどが立った5月頃に、改めて本社に交渉に行かれ、交渉を再開することができました。

2019年に御船町においてコストコ出店の調印式を行うことができました。これも町長の熱意と行動力によって実現したと思います。調印式のとて、コストコ出店の総責任者から、御船が駄目になったら他県の自治体に出店が決まっており、その自治体は土地も準備して待っていたとお聞きしました。

以上、町長、これまでの説明で何か間違いはないか、また追加することは何かありますか。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

議会が動いていただいたことで誘致が前に進みましたこと、この場を借りて御礼申し上げたいと思っております。

コストコの交渉の経緯につきましては、そのように私自身も記憶しております。

○11番（藤川博和君）　調印後、農地用途変更では県の協力を得て、2019年5月に野中氏を副町長として派遣させていただきました。用途変更から店舗完成まで副町長を務めていただいて、6年余りの年月を経て、2021年4月に店舗オープンとなりました。完成まで地震な

どいろいろな問題がありましたが、町長の努力の結果実現された事業です。今、1年経っても、平日でもほぼ満車の状態で、今後も御船町の発展に寄与する企業です。

そこで、コストコと御船町の市街地をどうやってか結んでいかなければ町の発展はないと思います。嘉島町もクレアから中の瀬橋まで商店街になるには10数年かかりました。町は445号線の道路沿いを発展させるか、町道中央道沿いを丸山商店まで発展させるか、市街地までの商店街の開発をどのように考えておられますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

第6期御船町総合計画の土地利用構想では、御船インターチェンジから御船中心市街地までの国道445号沿線と、小池高山インターチェンジから御船中心市街地までの国道443号沿線につきましては、土地利用調整ゾーンに位置づけております。この土地利用調整ゾーンは既存の土地利用を基本としつつ、将来の産業立地や住宅開発などにつきまして、地域の特性に配慮するとともに、既存市街地の適正な機能分担や連携が図られることを前提としまして、受け入れることとしているゾーンとなります。

様々な土地利用の可能性が考えられる場所になりますので、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○11番（藤川博和君） これは、今後の御船の発展にぜひ、これを実行していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

今、台湾から企業進出の話があつておられると思いますが、進出するには数年かかると思いますが、現在の状況はどうなっていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

今現在、台湾の企業から進出の意向は受けておりません。11月30日から12月3日まで台湾のほうを訪問しまして、本町への企業進出のPRを行ってまいりました。得るものも多くありましたので、早速、積極的に働きかけていきたいと考えております。

また、青年会議所の顔副会頭を御船町への企業誘致アドバイザーとして任命させていただいております。顔アドバイザーをはじめ、今回伺いました関係者と友好関係を築いていながら、台湾企業の立地の実現に向けて努力してまいります。

○11番（藤川博和君） 台湾企業はどのような企業が御船町に進出されるような業種ですか。企業が誘致を希望されているのですか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

特定の企業とか業種については、特段設けておりません。まずは御船町に興味を持っていただいて、多くの台湾企業と対話をするのが重要と考えております。対話をしていく中で、御船町に合致する企業の誘致へつなげていきたいと考えています。

○11番（藤川博和君） ぜひ、この誘致の関係は成功させていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、町長に、本日いろいろ質問しましたけれども、内水対策、コストコからの市街地の開発の問題、今言った台湾企業の誘致です。ほかにも若干ありましたけれども、図書館の建設など、これらの解決には数年かかるとは思いますが、実現するのに、町長の今後のお考えをお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

本日御質問いただきました課題につきましては、今後のまちづくりを進めていく上で非常に大事な部分だと、私自身思っております。図書館については、子どもの夢を育む役割があり、大人の趣味や教養、生涯学習にも重要な役割を有しているので、充実を図ってまいりたいと思っております。

議員御認識のとおり、一長一短に解決できる問題ではありませんが、課題解決に向けて、短期的、中・長期的な対策を講じながら、都市計画マスタープランの将来像である「みんながわくわくする御船町」の実現に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○11番（藤川博和君） どうか実現のほう、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

まず、本日の傍聴者の方々、傍聴への御参加をいただきましてありがとうございます。

今回は、1年にわたり今日で5回目のごみ処理施設建設の関連質問になります。小さな質問を含めて35項目ほど予定をしております。時間の都合上もありがとうございますので割愛させ

てもらふことあろうかと思ひます。

ところで、立地町である御船町の動きにまだ疑問や不安がありまして、上野の住民の方たちも、いわゆる上野の緑、水を守ろうというスローガンのもとに考える会というものを立ち上げられて、真剣に取り組んで、争いのないまちづくりを望んでおられるところがあります。

ちなみに、この緑と水を守ろうと。自然を壊してまで造る。誰のために、何のために。目の前のことだけを考へて、将来の御船町の礎を作ろうとする上で、例へ、ゼロベースで進めるといふことになつたとしても、常にこれでいいのかといふことを考へて、問題を先送りすることなくやっぺいかなければならぬと思ひております。

あえてここで言ひますが、地方自治は御案内のとおり民主主義の根幹でありまして、議会は言論の府と言ひられておりますが、議員活動の基本は言論でありまして、議会では特に言論を尊重されて、その自由も保証されております。しかしながら、ルールに従つた節度ある発言が大切であるといふことでありまして、私はこれから、その発言に責任を持つて質問をさせていただきたいと思ひております。

個別質問については、質問席より行ひます。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の上益城5町ごみ処理施設建設について、お答えいたします。

上益城5町のごみ処理施設建設に関しては、これまで事業の主体が広域連合から民間事業者に変更になつた経緯、事業の有益性や安全性などについて、議会をはじめ、町民の皆様へ説明し理解を求めてまいりました。しかしながら、町民の皆様の不安や懸念を抱かれています部分の払拭について、十分ではないことも事実であり、引き続き事実に基づき丁寧に説明責任を果たしていくことが、施設の立地が予定されている町の責務であります。

今後も事業者により実施される環境アセスメントの諸手続に対し、立地町として注視し、適正に意見を述べながら、並行して地域活性化などの取組みも地元住民の方々とともに進めていくことで、この事業がよりよい事業になるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○5番（田上英司君） それでは、個別質問に入ります。廃棄物の処理事業の事業者、これは町も含めて、それぞれの役割について、こういった説明書が作られております。ここで改めてお尋ねします。立地町である御船町の役割について、端的に役割の部分だけ御説明いただきたいと思ひます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

御船町の役割としまして、町道、農道などの周辺のインフラ整備、それから交通安全対策・地域振興策の実施、県条例に基づきます環境アセスメントへの対応、そして町内住民の方への説明などがございます。

○5番（田上英司君） ただ今、役割の1つに、県条例に基づく環境アセスメントの対応ということがありましたが、本町も事業者と共になって環境アセスメントをやられるのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントについては事業者が行います。当町が適切に対応していくと申し上げましたのは、その過程において、市町村の役割であります環境アセスメントの手續に対する意見というものを適正に申し上げていくということを申し上げたということです。

○5番（田上英司君） 御案内のとおり、関係法令には、廃棄物処理法とカリサイクル法とか関係条例等々がありますが、環境基本法というのが最高であると認識しておりますが、法に照らして環境アセスメントをするということになれば、法に詳しい職員が必要になってくるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回行われる環境アセスメントにつきましては、法に基づくものではありません。県条例に基づき、さらに厳しい内容での環境アセスメントの実施ということになります。当然法解釈、上位法がありますので、法解釈、県条例の条文、こういったものについては、市町村職員でも十分読み込みができますので、もしそういった過程において不明な点があれば、関係機関等に問い合わせるなどの対応をしていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） 環境基本法には基づかないと、県条例に基づくということで、職員の方々、知恵を出し合って頑張っていかれると理解しましたが、隣の山都町、これも星山商店等で、これは最終処分場ですが、現地を見に行ったりなどもいろいろしておるんですが、山都町では新たに環境保全条例なるものを作ろうという機運が高まっておりますが、環境保全条例、これに似たようなもの、これを作る予定はありますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

今の状況から環境保全条例等の制定については、検討してございません。

○5番（田上英司君） 必要になれば御検討もいただきたいと思っております。

ところで、昨日、本町としては今後意見交換の輪を広げるために、地域協議会なるも

のを立ち上げるという御説明がありました。この地域協議会はどういった性格のものでしょうか。簡単をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

端的に申し上げますと、地域の御意見を交わす場所であったり、町また事業者が今後取り組むべき地域活性化策についての御意見を賜り、またアイデアを出していただくような集まりということでございます。

○5番（田上英司君） ということは、地域協議会という名のもとですが、推進協議会ではないんですね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該施設が立地した、事業化となった暁には、様々な地域貢献それから地域活性化が期待されるところであります。そういった地域活性化の取組みについては、地元の御意向またニーズが必要不可欠であると思っておりますので、そういった部分での協議会ということで、施設の建設を推進するような組織ではないということでございます。

○5番（田上英司君） 現段階で推進という言葉を使いますと、住民に違和感が出るし、また方向性を間違える懸念もあるということです。

そこで、先ほど説明いただきましたこの文書、この説明書には民間事業者、上益城連合そして本町の任務分担が書いてあり説明を受けましたが、これはどこが作られたのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

上益城広域連合において作成され、5町の首長の下承も得ているということでございます。

○5番（田上英司君） 本町が後には事業者の産廃処理を監視すると、そういうふうになっているようですが、何を監視されるのか。例えば事業者が全てを公開しない場合には監視もできませんし、これには強制力が出てくるのでしょうか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） 監視の段階には、その段階に応じて監視といいますか、監視の内容については異なってくると思います。当然、環境アセスメントの過程においては、そういった環境アセスが適正に実施がされるか、というものの監視を行います。また、事業計画が適正に、施設の整備であったり、そういったものが適正に行われるか、というものを監視といいますか管理をしていくと、注視をしていくということになります。

また、これは他地域の事例ですけれども、建設後、開業後においても、環境基準を満たしている排出基準を満たしているのかとか、そういったモニタリング調査などを通じて、地域協議会にそれを公表して監視をしていくという仕組みも、これまでの研修で実際としてありましたので、こういった監視の仕方もあるのかなと考えています。

○5番（田上英司君） 今、るる御説明いただきましたが、監視すると、本町が監視しますよという監視という名のもとに、法的な関与をするのだということで、住民の方々にその信用はありますと、それを見せつけるための監視ということではないですね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

まず、環境アセスメントの調査段階また公表段階における監視といいますか、評価については、まずは県の審査会等がございますので、配慮書段階では適正になされるものと承知しておりますし、その事業計画また環境アセスメントの評価に対しての環境保全対策が、事業者によってしっかりなされるのかというものを、その都度市町村でも確認がとれると承知しておりますので、この辺は責任を持って取り組まさせていただきたいと考えております。

○5番（田上英司君） この説明書は、広域連合が作成されたと御説明いただきましたが、これを読んでみますと、この説明書に「民間事業者により新たな計画が実施される場合」と書いてあります。この「新たな計画」と、わざわざここに表現がありますが、これは何ですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

「新たな計画」と申しますと、今回民間事業者から提案された一般廃棄物と産業廃棄物を同時に処理します当該計画でございます。

○5番（田上英司君） また、その続きを読みますと、「実施される場合」という表現があります。「新たな計画が実施される場合」という表現が。この表現は実施されるかされないかを含んだ表現にも取られるんですけど、実施されない場合という確率も何%か考えておられるのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

環境アセスメントの結果によりまして必要とされる環境保全対策を実施することができないなど、事業者が事業中止を判断する可能性は、全国の事例から見てもゼロではないと認識しております。

○5番（田上英司君） 広域連合が作った説明書に質問して答弁いただくということは、非常に可哀相だなとは思いますが、本町の仕事の1つということで御理解いただきたいと思えます。

そこで、事業者がかつて上野の住民説明会で産廃処理はまず住民の反対から始まるということを断言されました。それは聞いておられると思うんですが。だから、計画内容、本当の詳細も明らかにしないで、また秘密裏に進められるということでしょうか。

○議長（池田浩二君） 田上議員、その紙がマイクに当たっているから。

○5番（田上英司君） はい、紙が、大変申し訳ないです。

それで、秘密裏に進められてというケースもほとんどじゃないかなと勝手に思うんですが。このまま開き直ったような発言、反対運動から始まるのか、こういったことを聞きますと、これで住民の理解が得られるのかなとも感じますが。もう少し丁寧な、町長がおっしゃるように、事実に基づき丁寧な説明をしていくという、丁寧さに欠けているのではないかなと、事業者の発言がです。どう思われますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 事業者からの発言への意見ということでございますけれども、事実として、事業者は反対運動があったということをお知らせしたかったのではないかと拝察いたしますけれども。その発言については配慮すべきだと考えます。

○5番（田上英司君） 100%実施されるということであれば、当然、現段階で建設とありきということで住民の不安、懸念の解消には相当の努力が必要と思われるんですが、これが本町の町行政は、住民の方々の不安の解消に尽力をずっと維持できますか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業に伴う環境への影響や交通問題など、住民の皆様が不安や懸念を感じておられる部分につきましては、環境アセスメントによる客観的な評価と公表と併せまして、事業計画など事実に基づき、今後も丁寧な説明を引き続き行っていくことで理解を求めていますし、尽力を維持していきたいと考えています。

○5番（田上英司君） 蛇足的な質問になりますが、次は、ふるさと納税についてなんです。山都町では、ごみ紛争の事業者星山商店、これは皆様御存じだと思いますが、ここから300万円のふるさと納税をもらっていらっしゃるんですね。これで今非常に山都町では大きな話題となっております、これはふるさと納税だけではなくろうと。誰さんが幾ら誰さんが幾ら誰さんが幾らということで、賄賂性があるのではないかと、今非常に話題になって

おります。ですので、私も心配したのは、大栄さんは別としても、石坂さんは本町出身、本町に御親戚もあるということで、大栄・石坂グループから本町にもふるさと納税をしてはおらんかなと。今どき時期が悪いですね。このふるさと納税はいいことなんですけれども、時期が悪いという考えですが。しているかしていないかだけでいいです。

○企画財政課長（本田隆裕君） お答えします。

議員のおっしゃる納税の件は、企業版ふるさと納税のことだと思います。当町において、関連があると思われる企業からの寄附はいただいております。

○5番（田上英司君） 今るる産廃処理をやろうとしている事業者のことについてお尋ねしておりますが、町としてはどんな困難があっても本町に産廃施設を造るんだという覚悟もしくは信念のもとに、必ずや造るんだということで進めるというふうに我々は理解をしてよろしいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

一般廃棄物処理に係ります財政的な問題などを解決するため、また従前の計画よりも環境負荷が軽減される有効な手段として、課題を一つ一つ整理し、対策を講じながら広域連合それからほか4町とも連携して、着実に進めてまいりたいと考えております。

○5番（田上英司君） 昨日、白紙撤回となれば責任は町にあるという町長の答弁がありましたね。今から始まろうとするアセスメントの中止、それからゼロベースに戻すと最終的に白紙撤回をするということも視野に入れていらっしゃいますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、可能性がゼロではないというふうには認識をしておりますけれども、白紙になった場合の取扱いについて、具体的な協議は進めておりません。

○5番（田上英司君） それはそうでしょうね、現段階では、住民の方々に説明をするということに今一生懸命になっていらっしゃる。

ところで、以前の一般質問で、この事業者、大栄さんと石坂さんは、本町の誘致企業ではないのでしょうかという質問をさせていただきました。そのときの回答は誘致企業ではないということでしたが、実際は、熊本県の誘致企業ではないのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

熊本県から上益城5町の首長に対しまして、民間事業者による事業計画の提案がなされる令和3年3月29日より前の令和2年12月には、事業者から熊本県へ事業計画の概要が

提示されております。結果的には、熊本県が県内に進出意向のある事業者と、一般廃棄物処理に伴う課題を抱える上益城5町をつないだ形となりますけれども、これは説明会でも説明をさせていただいているとおり、偶然タイミングが一致したものでありまして、熊本県が進出先を上益城5町に特定をして当該事業者に対して誘致活動を行ったものではないということです。

○5番（田上英司君） それではお尋ねしますが、地震災害の廃棄物処理に大栄さんたちが一生懸命やっていたということには認識しております。よくやったなあ大変だったなあということで、では5町の一般ごみ処理問題に乗じて、その後一般ごみをどうしようかということで、その話で大栄さんたちがのってこられて、産廃もやろうということで、まあ少子高齢化が直接ではないけれども、少子高齢化等の問題、一般ごみも少なくなってくる。そういうことで、一般ごみだけでは無理ということで、要するに事業者との関係がウインウインの関係があったのでは、これが本当の背景ではないかと思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和2年12月に事業者から熊本県に対して事業計画の概要が提示されております。その背景にそういったものがあつたかどうかについては承知しておりませんので、推察で物事を申し上げるわけにはいきませんので、答弁は控えさせていただきます。

○5番（田上英司君） ということは、さっき令和2年12月から遡れば話し合いがあつたということで、つまり、県もこれは好都合だということで決めて、5町に話を持ってこられたという流れでもいいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

その好都合だというものについては、あくまでも主観的な考え方になりますので、私から答弁はできませんので、御了承いただきますようお願いいたします。

○5番（田上英司君） 好都合だと思われたのは違いますからね、そのことはわかります。

そして、令和3年9月27日付けの熊日新聞で、スクープという形で報道がなされました。あれと思ったのは、県が熊日に情報提供をしたものじゃないかなというふうにも思っているんですが。その点はいかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当方はそのような話は承知はしてございません。

○5番（田上英司君） それでは、一般ごみから産廃処理への事業の変更です。事業の変更の話がいつどこでされたのか。改めて、その変更に至るいきさつをお尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年3月に熊本県から民間事業者の事業計画が5町の首長に提案されて以降、5町の首長と県の担当者による視察や検討協議を重ねた結果、令和3年8月3日の首長会議において事業者と正式な協議を開始するための「エネルギー回収等検討に関する覚書」を事業者と締結する旨の判断がなされたということです。

○5番（田上英司君） その事業者と5町の首長の覚書の後に促進協議会なるものを開いて、一般ごみから産廃処理へと事業を変更したという認識でよろしいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

覚書締結後の令和4年1月31日に開催されました熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会におきまして、5町首長から、5町と民間事業者が覚書を締結したとの報告が行われています。また併せて熊本県及び民間事業者から新たな事業計画の概要について説明がなされております。

○5番（田上英司君） 当然、5町は事業変更の手続をしなければ事業は進行しないわけです。いつその手続をされたのか。当然のことですけれども、手続をされたら直ちに、この協議会にも報告しなければならないはずと考えますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

当該事業につきましては、今後、民間事業者による環境アセスメントの結果、5町が本事業の計画は適正であるという判断をした場合に、改めて立地協定等を締結するものがあります。事業可となった場合に当該事業計画を踏まえた諸手続を行うこととしておりまして、適切なタイミングで町議会へも報告を行うということで予定としております。

○5番（田上英司君） 今のは今後の予定ですね。はい。

遡って質問しますが、平成27年に一般ごみ等処理整備事業費が、試算で約215億円となっておりますが、当時の整備事業の全容と大体の見積額並びに地方交付税とか、その他補助金等の収入、地方債の当時の返金計画について、遡って御説明いただきたいと思えます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

事業費試算額の215億円の内訳としましては、一般廃棄物焼却施設、リサイクル施設、

最終処分場、し尿処理場などの施設建設費と用地取得、造成工事費の総額ということになっています。また、事業費の財源につきましては国費が約49億円、地方債の借入れが約137億円、5町の一般財源を約29億円予定しております、地方債につきましては12年をかけて償還をする予定でございました。

○5番（田上英司君） 今、国から49億円とか地方債で137億円ということでしたが、次にお尋ねしようと思っていたのは、県にどのくらいの財政支援を要求されておられましたか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 熊本県に対しての財政支援ということですが、県にはこういった施設建設に伴います補助制度がありませんので、財政支援等については計画してはおりません。

○5番（田上英司君） 今考えられている新規の施設は従来の施設と比べて1日900トン进行处理するということがありますので、従来の施設に比べて処理能力は施設としても8倍から10倍ぐらい、大規模な施設になる可能性があるわけですが、民間事業者主体による新たな計画として、それに対してそれぞれの町が出資するとされていますが、これは新しい新会社なのか共同事業体を立ち上げられるのか。またどこにその出資をされるとお考えか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

施設を運営します主体としまして、石坂グループ及び大栄環境株式会社の共同出資によりまして、株式会社シムファイブスが令和4年5月30日に設立されています。今後民間事業者による環境アセスメントの結果、5町が本事業を適切であると判断し事業可となった場合には、5町はこの新会社へ出資をする予定ということになっております。

○5番（田上英司君） もう新会社は決まったということですね。はい。

新聞記事によりますと、大栄環境、石坂グループの事業者へ5町がごみ処理を委託するというような表現だったと思うんですが、新しい会社をうかがわせるような記述がなかったから、何でだろうかなと思っているところです。それで委託となれば、修繕とか何かについては、その費用はどこがもつようになるのですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

施設の修繕等については、事業者が負担するものと認識をしております。

○5番（田上英司君） 委託という構図です。委託と、委託するということは5町の事業ではなく、5町が土地を事業者を提供して、事業者にとっては利益の出る産廃処理をやって行

って、そこに利益の出ない一般ごみも処理を5町は委託すると。この構図でよろしいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

一般廃棄物の処理の統括責任というものは市区町村にあるということは、これまで答弁させていただいたところでは、上益城5町が保有するごみ焼却施設の老朽化の課題を抱えておりまして、施設を新たに建設するには建設費や維持費などに多大な費用がかかることから、今後の住民サービスにこれまで影響が出かねない状況でありました。

今回の事業計画につきましては、このような課題を根本的に解決するために検討が始まったものでありまして、廃棄物処理施設の運営自体が民間事業者となることから、町と事業者とが委託契約を締結をし、5町から排出される一般廃棄物を適正に処理することで、本来市区町村に課せられた責任を果たすこととしたものです。

○5番（田上英司君） この造ろうかとなっている施設は、御案内のとおり1日300トンの地下水を必要とする。取水するということです。本町も、以前申しましたけれども、地下水が低下しているという熊本県内11市町村、危惧されている11市町村のうちの1つのようですが、その300トンの配水問題をはじめ、環境アセスメントの結果がどうあれ、この現実問題の認識をお尋ねしたいのですが、これは、ごみ問題というのは究極の環境問題ですから、この300トン、これを永遠に半永久的に取水していくということは可能だとお考えでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地下水の採取の懸念につきましては、事業者におきまして環境アセスメント調査結果への対応、それが県の地下水採取の申請手続というものがございます。その手続に伴います揚水試験による周辺の地下水等の調査、それから地下水使用を抑制するための合理化計画、涵養に対する計画などによりまして適正に対応されるものと承知しております。

○5番（田上英司君） なかなか大きな問題で、まだ見えない部分があるんですが、産廃となってくると、県のリサイクル率というのは非常に低いんです、熊本県のリサイクル率は、ましてやこの5町も、プラごみをリサイクルしているのは5町のうち2町しかないんです。プラ焼却は御案内のとおりCO₂を出すということで、空気中の大気も限界点を超えたら浄化しきれないと言われておりますから、このプラスチックごみの問題は御船町は選別をされている町なんです、されてないところからどんどん御船町に運んでくるということ

で、これは非常に大切なことではないかなと思っております。

先ほど300トンの話をしましたが、ちょっと思い起こしていただきたいと思います。数年前、吉無田に宗教法人、今来ておりますが、施設ができると。彼らは地下水を取水すると、よって本町の飲料水が枯渇すると、なくなってしまうということで、靈感商法ごとく、住民に不安を与え、そして選挙の争点になったという、まだ新しい記憶があります。1日300トンというたら量が違うんですね。相当な量になると思います。

これは本当に、改めてまた聞きますが、心配は本当はないのでしょうかね。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） 先ほど出ております、1日300トンの地下水採取量につきましては、7月28日の説明会で、事業者の発言、これだけが今先行している状況にあると認識しております。この取水量につきましては、今後、1日300トンの量につきましては事業計画に基づいたものではありません。今後、環境アセスメントの配慮書などで想定される計画採取量が示されると思いますけれども、環境アセスメント調査や地下水採取に伴う県の申請段階において、適正な揚水試験に伴う周辺の地下水等の調査が行われるものと承知しておりますし、熊本県の地下水保全条例におきましても、周辺の地域に地下水の水位の著しい低下や地下水の塩水化、それから地盤沈下等の影響を与える恐れがあると認められた場合は、採取許可がなされないということになっております。

○5番（田上英司君） まだ地下水採取のことについてお尋ねして、この300トンを取水して、毎日これを工場で再利用すると、絶対汚水として流さないということを言ってきておられますが、全て再利用するので、この300トンの水は消えていくのか。これは誰でも信用しないと思いますよ。私も疑問があります。汚染水が全くゼロとお考えでしょうか。

だから、信用しないから、工場予定地の下のほうに天君ダムがありますよね。そこの横から木倉の北、東木倉の一部と高木の住宅では飲料水として引いてある。湧き水を使っているんですけど、そこに汚染されるという懸念が今、高木地区でも広まって、拡大しつつあるんですが、これは本当に毎日300トンという大量の水が毎日なくなっていく。誰も信用してないと思うんです。全く、今これをお尋ねしてもそれは事業者がやることだけんわからないと思うんですが、本当にゼロになると、ここではお思いですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

排水への懸念でございますけれども、施設内で発生します汚水については、建屋内の

床面はコンクリート基礎構造で地下浸透が防止され、また廃棄物の処理過程で生じる汚水は焼却施設内で噴霧処理され、敷地外への放流はなされません。

また、雨水についても、廃棄物を屋内で保管することにより汚れを防ぎまして、調整池を整備した上で放流がなされます。

汚染水がゼロになるかという御質問に関しては、先ほどの対策を講じることでゼロになると考えておりますし、この技術につきましては、大栄環境株式会社が運営しております三重リサイクルセンター、それから三木リサイクルセンターなどの公共下水道が整備されていない施設においても、実際に現在採用されている技術であります。

今後、施設の立地が予定される町の役割として、今回の事業計画に基づく汚水処理の対策が確実に実施されるよう、事業者からの説明のみを盲信することなく、行政として根拠などを抑えながら確認していくことが重要であると考えています。

○5番（田上英司君） 確かに重要な問題です。次に、大気汚染についてお尋ねしたいんですが、環境汚染の1つであるダイオキシンが大気に流れると。ダイオキシンの測定によると、聞くところによると1年に1回。総量によっては有害物質の量も変わってくる、当然のことですね。煙突の高さも100メートル以上なければならないと。空気には当然壁はないわけです。風向きによってはじわじわと有害物質で汚染されていくということになるろうかと思うんです。産廃には何が入っているかわからない。基準値を超えるものは取り扱わないと今言っておられますが、仮に放射性物質とかPCBとかそのものではなくても、これらがくっついている品物、廃棄物もあろうかと思えます。

このごみ問題が引き起こす環境破壊と我々命への危険性は、地球温暖化等は海、河川、土地の汚染とか動物、生物の汚染とか、ダイオキシン等々の汚染が考えられますが、日本国の社会問題となったような環境汚染、水俣病の問題もはじめとしましてね。そういうのはこれが指摘されておりますが、本当に大丈夫なのかと。物事には絶対はないというのが私の持論なのですが、この大気汚染についても本当に大丈夫かなと思えますが、いかがお考えでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今後実施される環境アセスメントで煙突の高さであったりとか、いわゆるダイオキシンの飛散予測地点、こういったものが予測され公表されてまいります。当然、これまで他地域での実績を踏まえますと、そういったものを全て包含した対策を講じられた事業計画、

また施設建設なりを承知しております。また私どももそれをしっかり注視していくという
ことで、対応ができると考えております。

○5番（田上英司君） 今回、事業者が利益を追求する、要するに資本主義ですよね。利益を
追求する資本主義は地球温暖化とか環境汚染をもたらすことにつながる。社会とのバラン
スを考慮して、今この、大きいことを言うようですが、資本主義が、今こそ求められてい
ると思いますが、行政の大局的見地から、利益を求めるためなら何でもできるということ
ではなくて、だからこそ、こういった心配事、不安事が発生しているんですから。行政の、
さっき言いました大局的見地から、住民の命の危険性を払拭するということで、どうい
うお考えを持っていらっしゃるか。ちょっと話が大きくなりましたけれども、お尋ねしたい
と思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

行政の役割ということであろうかと思えます。当然、今回の事業計画に対し不安や御
懸念をお持ちの住民の方はまだまだいらっしゃるかと承知しておりますし、行政として、し
っかりその辺には、その部分については、耳を傾けて丁寧な説明を今後も続けていく必要
があると考えております。

いずれにしても、町の課題、一般廃棄物の課題等を解決するために、住民の皆様の御
理解を得ながら、しっかり前に進めていくことが大局的見地から見た行政の役割であると
認識をしております。

○5番（田上英司君） それでは、質問の方向をちょっと変えますが、上野地区住民の方々を
中心とする、冒頭に申しました上野の緑と水を守るというスローガンのもとに考える会と
いうのを設立されて、行政への公開質問を提出されまして、町長の回答もいただかれたよ
うでございます。

私は、前回行政の意義について、行政の意義とは何ぞやということでお尋ねしました
が、町長のほうから、町民の幸せのためだというありがたい答弁をいただいたわけですが、
今回は、この施設の建設問題に対する行政の価値観とは何ぞやということをお尋ねしたい
と思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

多大な町の財源を必要とする従前の計画から、今回の民間事業者による事業計画の検
討を行うこととなった最大の理由につきましては、先ほども答弁しましたとおり、一般廃

棄物処理における町の責任を果たしながら、町の財政負担を軽減し、将来における住民サービスを維持することで、住みたい、住み続けたい御船町を実現していくということにあります。

行政は、このような町の課題解決に係る事業を推進しながらも、施設建設に関する環境問題など、住民生活に直結した課題に対しまして、住民の皆様の理解を得ながら取り組んでいくことが大事であると認識をしています。

○5番（田上英司君） 町のため、住民のためという崇高な価値観も、ちまたでは世間で、置かれた立場、または年を重ねていくことにより価値観も変わっていくと言われておりますが、住民はそれでも公職である全ての行政職員の方々に期待をしておるんです。職員の方々は全体の奉仕者として、住民目線で頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、事業者の言われる、この事業にはデメリットはないと、もう既に言っておられるのですが、そう言う人が環境アセスメントをされても信用はできないです。住民の争い、分断の町には、いろいろ移住定住の話も出ておりますが、移住定住はおろか、企業の進出も危ぶまれると思います。当然、上野から引っ越すという方もおられるのも現実です。

最後に、本音で町長の御答弁を、住民同士の争い、町を分断にさせないという住民目線全体の奉仕者として職員一同頑張るといような、本音で町長の御答弁をいただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えを申し上げたいと思います。

今後も住民の皆様方の不安や懸念の声に真摯に向き合い、丁寧な説明を繰り返し行いながら、よりよい事業になるよう、取り組んでまいりたいと思っています。

私自身、住民の方を納得させるという思いで進めているわけではありません。住民の方とともに、よい事業になるように、共に考え、共に学び、そして共に進めてまいりたいと思います。

○5番（田上英司君） ありがとうございます。立地町である御船町の問題を解決するためにも、委員会の問題等いろいろアセスメントの結果で対応策が変わってくるとは思いますが、莫大な予算もかかってくるのではないかなと、それも懸念しているところなんです。どれだけやったら納得が住民の方々にいただけるか。価値観が共有されなければ、この考え方は平行線のままです。そういうことで延々と不信とか争いが共に続いていくことになると。だからこそ、これはごみはなくなることは当然ございません。住民がみんなで我が

事と、自分のことというような考えを持って、真剣に今考える時期ではないかなと思って、時間でございますので、次回は、各論的な質問を予定して、今回はここで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） ここで、2時10分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休 憩

午後2時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件につきまして質問いたします。

今回で6回目になりますが、質問のたびに新たな問題、課題が出てくるように思われます。来年は10周年を迎えますが、組織改革が不可欠だと感じています。私がいろいろ提案しても、最後は町長の決断にかかります。

恐竜の郷御船が枯渇しないような決断を期待します。

なお、個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の恐竜博物館の運営について、お答えいたします。

御船町恐竜博物館は旧博物館の開館から25年目を迎え、本町の教育、文化の発展と観光の推進に寄与しています。新館に移転し、来年は10年目の節目の年を迎えます。一方で、恐竜博物館の運営については、これまで議員の皆様からグッズの販売、組織の体制、交流ギャラリーの活用等について、様々な御意見をいただいております。

これまで担当課で検討してまいりましたが、政策室を中心に横断的に関係各課に取組みの指示をしているところであります。

恐竜博物館は本町の観光のシンボルでもあり、多くの来館者を町内回遊に結びつけるためにも、商工会、観光協会等と連携を深めながら、町の教育、観光両面に寄与できるよう運営を行ってまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） それでは、まず観光交流ギャラリーについてですけれども、収蔵物の移動ができました。ギャラリーのこれからの使用計画は立ててあるのか伺います。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

令和4年12月3日から令和5年1月29日まで、文化庁から委託を受けて開催する恐竜博物館によります「速報展」が予定されております。そのほか令和5年2月23日に「カップリングパーティー in 御船」の開催が予定されております。

○7番（森田優二君） それでは、今回申請が上がってございました年間使用と減免の申請、これはどのように処理されましたか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

博物館がイベント等で使用する期間ごとに申請をいただくようにしております。

○7番（森田優二君） 今のはわかりました。ではなくて、申請書はもともと出ております。

その申請書を移動するときに書き換えをするような話が出ていたんですけれども、そこらあたりはどういうふうに申請は上がっておりますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

今年度1年間の使用を許可する際に、条件を付して許可をしております。その条件が、搬出の1カ月前までに具体的な使用スケジュール等を添付して、改めて申請を行うこととしておりました。今回「速報展」の申請は、それに従う形で、搬出の約1カ月前の10月14日付けで申請がなされております。同日付けで受付もしております。

この申請によりまして、前回許可しておりました1年間の使用は今白紙ということになりまして、以後はその都度申請していただくという形にしております。

○7番（森田優二君） 今後は、その都度という答弁だったと思います。

次に、来年度です。来年度の交流ギャラリーの活用については、もう大体12月ですので、来年度に向けたいろいろなそういうことが、予算も含めたところで話がされていると思いますが、どのような計画を今されていますか。

○商工観光課長（河地克敏君） お答えいたします。

交流ギャラリーが使用できるようになったことにつきましては、既に観光協会へ連絡をしまして、今後の活用について意見交換をしております。そのほかの各種団体等とも調整を図りながら、観光や特産品のPRそれから販売等に活用したいと考えております。

○7番（森田優二君） それでは次に収蔵物についてですけれども、収蔵物移動の入札関係について、メンバー、予定価格、落札価格それから落札率です。それと業者名をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回は指名競争入札により4社を指名しております。指名業者は御船運送株式会社、日本通運株式会社熊本支店、総合警備保障株式会社熊本支店、朝日航洋株式会社熊本支店の4者を指名しています。9月30日に入札を実施しております。予定価格は149万9,520円です。落札価格は、税込の148万5,000円です。落札率は99.03%、落札業者は日本通運株式会社熊本支店となっています。

○7番（森田優二君） これは7月の補正で予算が確定しておりました。なぜこんなに入札が遅れたのか。入札の準備を整えて9月の議会でよかったと思いますが、いかがですか。また遅れた原因は入札書の不備だということでしたが、これは誰が作成したのですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今回の遅れた理由ということですが、仕様書の作成から入札準備まで多大な時間を要したということであります。仕様書の作成に当たっては、担当の博物館のほうで作成しています。

○7番（森田優二君） 担当は誰ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

博物館の担当の学芸員のほうで作成しています。

○7番（森田優二君） 入札書ですので慣れた者が作成せんと、そういうことから不備があったから遅れたということでしょう。そこらあたりも含めて、今後は考えていただきたいと思います。

それと、99.03%ですね。たしか、あんまり言いたくないけど、もともと150万円の見積りが出ておりました。見積りは日通だったですね。そして最終的には99.03%で日通が落としたということでしょう。ですね、確認です。はい。

次にいきます。収蔵物の整理は今後どのような計画を立てているのか。クリーニングに時間がかかることはわかっております。ただ、コンテナ大体400箱以上あるんですけども、この岩石の整理が私は一番問題だと思いますが、どのような整理計画を立ててあるのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

収蔵物の整理につきましては、森田議員から御意見を伺って、収蔵物の移転について11月18日をもって完了しております。現在、水越社会教育センター内に熊大から寄贈され

た標本並びに御船層群の化石から取り出した化石を、種類別、年代別、収集した場所別に保管をしています。

また、同じく御船層群から収集した岩石約450個につきましては、化石を取り出すために年間150点程度、3箱になりますが、これをめどにクリーニングを行っています。

○7番（森田優二君） 年間約3箱程度という答弁だったと思いますけれども、では、450箱は何年かかりますか。言うなれば、クリーニングではなく岩石の整理です。この450箱、これをまず、化石が入っているもの、入っていないものいろいろあると思いますけれども、そこから始めなければならないと思います。前にも聞いたんですけれども、御船町は岩石を割らないで、表面にないのはそのまま箱に返しますという答弁をいただいています。で、しょう、教育長。

私たちも、議員研修あたりで数カ所博物館にも行ってきました。岩石を割らないで化石調査をするというところは1カ所もありませんでした。ほかはあるかもしれませんが、私たちが行ったところはありませんでした。やはりまずこの収蔵物の整理、クリーニングの前に整理が一番だと思いますけれども、これについてはどのような協議をされていますか。できたら、館長である教育長をお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） クリーニングの整理、おっしゃっているのは岩石を早く処分しなさいということだろうと思います。ただ、クリーニングといった場合には見解は同じです。岩石の中から取り出す作業がクリーニングになりますので、クリーニングには相当の時間をかけて取り出していくということになります。ただ、考え方が違って、よそのところは岩石を割って捨てているというところのお話をお伺いいたしました。

御船町の恐竜博物館では、取り出した中にもまだ残っているという考え方で、徹底して調べるところで時間がかかっております。ただ、計画的には450箱の箱を、箱はケースですので変わりませんが、450箱の中に入っている岩石が少しでも整理が進むように、計画的に進めていくことにしております。

○7番（森田優二君） さっきも言ったんですけど、450個を3箱ずつにしたって、何年かかりますか。150年かかりますよ、計算上は。教育長が言われる意味はわかります。けれどもこれを整理せんとですね。これは今から100年先に見れと言ったって、それはちょっとおかしいと思います。そこらあたりは今後の課題として考えてもらわないと、もう全然整理はつかないと思います。

それと、さっきの緒方課長の答弁を聞いておきますと、何か水越社会教育センターをクリーニングした化石の保管場所に使うような答弁があったと思いますけれども、それは本来の、あそこに収蔵物を持っていった意味と若干違うと思いますけれども。やはり課長としては、そのまま保管場所に使うというのが建前ですか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

収蔵物につきましては、博物館にも収蔵しているのがありますが、博物館内でも収蔵しきれない、保管できないものにつきまして、水越のほうでもって保管しているという状況であります。

○7番（森田優二君） あくまでも移動するための場所というふうに前回というか、一番初めは聞いていたんですけれども。要は、来年が10周年です。中をちょっと整理して、中のほうにできるだけそういうのは置いて展示するようにしたらと、前にもそれは1回言ったんですけれども。そういうふうにしないと、今度はあそこに展示物を置くなら、どんどん広くなりますよ。地元からまたいろいろ文句が出ると思いますよ。

それから、昨日の田上議員の質問の中で、七滝社会教育センター、これに残っている岩石があるそうですけれども、何か、昨日の答弁では、もう要らないから置いている、捨てているという答弁だったと思います。今の教育長の答弁からすると、全然違うんですね。教育長はもう岩石の中には化石が入っているから大事に扱わなければいかんよと私は受け止めているんですけれども、昨日の答弁はどう思いますか、課長。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

七滝社会教育センターに置いている岩石というものは、建物の外に置いてあります。言うなれば放置してあるという状態でありますので、中にはもう化石は全然入っていない状態の石であると認識しております。

○7番（森田優二君） 放置してあるからもうこれは化石は入っていないと。それなら何で片づけますか。岩石はどこから持ってきたんですか。元に戻してやればいいでしょう。私はそう思うんですよ。だから、そこが教育長のさっきの答弁からすると、課長の答弁は違うというところを私は指摘をしたんですよ。ただ置いてあるというか、もう要らなくなったから置いてあるとでしょう。だから、要らなくなったから置いてあるのではなくて、もともと化石として持ってきているから大事に扱わなければと、さっき教育長が言いなはったでしょうが。そこらあたりの答弁がかなり食い違っているなということで、私質問したの

ですけれども。そこあたり、今の答弁でそのまま行きますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

先ほどの岩石につきましては、もう一度、博物館とも確認を取って、その処理に当たりたいと考えています。

○7番（森田優二君） だから中に入っていないというのは、中に入っていないだろうというのは元に戻してやっても、それは私は何も言わないとですよ。ただ、答弁が何か中途半端な答弁をされたからですね、やはりそれはおかしい答弁ではないかなということで、ちょっと言ったんですけれども。

次にいきます。今後の運営についてですけれども、まずグッズ販売について、これは自治法上は違法にならないと。ではなぜ一般会計の科目に仕入販売の科目がないのか。これは違法でなければ何でもしていいということに、私はそういうふうに捉えますけれども、それでいいんですか。どちらでもいいですよ。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

このグッズ販売につきましては、これまでも答弁しておりましたとおり、販売については自治法上は問題ないということでありましたが、利益が出るということにつきましては課題があるということで答弁しております。

○7番（森田優二君） 何か今までの答弁とちょっと違うんですけれども。私は前から利益が出る、もともと3割4割は利益が掛けてあるでしょうと。だから特別会計でなくていいんですかということを書いてきたんですよ。

特別会計には販売の科目もありますので、全体としては自治法上の違法にはならないと思いますよ。ただ、やり方として、それでいいのかということを知っているんですけれども。もう1回、そこを確認します。

○社会教育課長（緒方良成君） グッズ販売につきましては、言われましたように特別会計というやり方もありますが、一般会計の中でも委託に出すとかいろいろなやり方もあります。今庁内で協議を行って今後の方向性を決めているところであります。

○7番（森田優二君） 今協議を進めているところということですので、どのようなメンバーでどのような協議の進め方をしているのかお尋ねします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

メンバーとしましては、総務課と企画財政課、それから商工観光課、それに社会教育

課、政策室も入った中での協議ということで、販売の方法等について、他町との比較もしながら今後の方向性を決めていきたいと考えています。

○7番（森田優二君） 前回の宿題になっていたグッズの棚卸に関することですが、昨日、一番最後に宿題というか、私が言っておりましたので。昨日、課長から報告があつて1枚のペーパーでもらいました。1枚のペーパーでもらっても、これは全然意味不明で、資料にはならないんですよ。要は、これに数字が書いてありますけれども、この数字の根拠がわからないと、何にも言われないでしょ。そう思いませんか。

仕入は仕入台帳あたりがあるはずですが、仕入の明細表が。それを毎月とか何とかで恐らく集計されていると思うんですけども、その集計の一番最後、合計が幾つですよ。これが見えないと、ただこれは、言うなればただ数字を書いてやりましたと、私から言わせればそういうふうにはしか見えないとです。その根拠がないと、もう何も言えないんですけども。

この中で、その他見本等で21個です。これはその他見本等というのは、この見本はどこにあるのか全然書いてもないでしょ。それとその下に、破損及び不明分、これは破損及び不明分、破損が幾つなのか、不明分がどういうふうな不明なのか、それも全然書いてないんです。ここが一番大事なところですよ。特に、この破損、不明分、この不明分は、破損も一緒ですけども、これはもう償却してあるのか何とか、そういうのも全然書いてありません。これは言うなれば財産ですよ。町の財産になっているはずですよ。それを処分したならそういう処分の段取りがあるはずですよ。そこらあたりも何も書いてなくて、1枚紙切れをやってもらったって、それは絶対納得せんということは知っているでしょう。恐らくこれについても、館長である教育長に見せて、私に報告してあると思いますので、そこらあたり、今言ったあたりの内容について、教育長、答弁をお願いします。

○教育長（上杉奈緒子君） その一覧で、今数字を示してある分につきましては、恐竜博物館の担当者から資料をいただきまして、そしてその資料に基づいて、ちょっとわかりやすく数字を出してほしいと。資料自体はものすごくたくさんの何十ページにもわたる資料になりますので、それをわかりやすく数字化して示してほしいということで、出してもらった資料になります。御覧になりたいときにはたくさんの何十枚という資料はあります。

○7番（森田優二君） 見に行きます。ただ、何十枚という資料、その中で毎月何個でという個数と幾らになったという、その集計表を作って、それで最終的に決算のときにはそれ

で集計するのでしょうか。ただ、大本の原本を持ってきて、そしてあれしなはったのですか。そこらあたりはやり方がおかしいと思うんですけども。

そうすると販売も一緒です。毎日の販売もちゃんとありますので、だから毎日幾らだった、月には幾ら上がった、それで何個だった。それを年間トータルすると幾らだったと、そういう管理表は作っとんなはるでしょう。普通は、その伝票のほかに管理表を作って、こぎゃんりましたよと言うて決算するのが当たり前と思うけれども、そこらあたりはどうですか、作ってあるんですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 毎月報告は受けております。資料は作ってあります。

○7番（森田優二君） その資料を私は見せてくださいということをやったんですよ。伝票はいつでもよかったですよ、言うなれば。それと、さっき言った、その他見本等の21個、これはどこに見本でいつているのか。それと破損及び不明分の17個、これについてはどうなっているのかをお答えください。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

見本と破損についての保管というところについては確認をしておりません。

○7番（森田優二君） そこが大事なところなんですよね。わかるでしょう。もともと幾つ入荷して、幾ら払いました。だから、次にいきましょうかね。この表で、令和3年度の入荷数と販売数が出ております。それぞれの金額は幾らになりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

今現在、ここでお示ししているのは個数ということで、販売の金額については、把握は、今は把握しておりません。

○7番（森田優二君） それならば言えば、ぎりぎり間に合うのではなかですかね。ほかの課は、恐らくモニターを見ていて、こういう質問をして、課長が答えられないときには、ほとんどの課はすぐに調べて持ってくるんですけども。無理ですか。無理なら無理でいいですよ。

それでは、けれどこの金額は出してください、幾らになつてるのか。それと、令和2年度、3年度の在庫です。私が言いたいのは、ここで在庫が出ているんですよ。在庫数1万1,525個、だから個数とこの金額です。これは金額はありますから。これは、令和2年度、3年度の在庫はちゃんと書いてあります。決算では、どのような処理がしてあるのか。要は、この個数は、例えば、全体が100万円なら100万円でもいいんですけども、これ

は財産になっているわけですね。ということは、この財産がありますから、決算ではどういう処理をしてあるかをお尋ねします。

○社会教育課長（緒方良成君） 年度末の在庫数が、翌年度に財産としての処理はされていません、金額としてはですね。一般会計でありますので、棚卸を明確に販売価格を翌年度に送りやるという処理はしておりません。

○7番（森田優二君） それを私から言うのはおかしいでしょう。もともと一般会計には販売という科目はないんですよね。それをわざわざ使ってする。それなら、この在庫もそれなりの処理をせんとわからんと思うんですよ。例えば、いろいろなやり方、それだけ分を繰り越したりなんかする、そういう何かがあれば全然見えません。見えないままにしとけば、言うなれば、例えばさっき言ったように1,000個あります。100個誰かが持っていきます。900個、それはもともと数字をこうやってただ書けばいいことだからわからないでしょうが。だから、この管理をするためには、一般会計では無理なんです。それで前から特別会計には移行しないのですかということ、話をしてきました。

緒方課長は前に水道課におったから、そこらあたりはわかるでしょう。どう思いますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

確かに、特別会計というのはいろいろな面でわかりやすいというか、見えやすいというところもありますが、この会計方法につきましては、これはまだ方向性は決まっています。いろいろな、どれが正しいというのがあるわけではございませんので、今、庁内協議で十分検討して方向性を決めていきたいと考えております。

○7番（森田優二君） だから、おかしいやり方を今後も続けるんですかと、一番初めに言ったでしょう。やはりそこは考え方を変えていかないと、今私が言ったように、在庫があるということは財産が残っているわけですよ。その財産が決算上全然見えないということは、公会計ではそれでいいかもしれませんが、私たちが一般の、要するに議員も一緒ですけれども、見た場合は、それがわかったときにはこれは何ですかと必ず聞きます。だから、見える化をするためには、わざわざグッズ販売に一般会計を使わないでも、特別会計にしても全然問題ないと私たちは思うんですよ。そこらあたりはまた今後の検討と思えますけれども。そういうところで、私としては見える化をしてほしい。

次に、グッズ販売の現金管理、これはどのような流れで管理してありますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

現金管理に関しましては、毎日集計をいたしまして、計算しまして、毎日締めを行って、その日に売り上げた金額というのを帳簿、そしてその金額を封筒に入れて、博物館の金庫の中に保管して、1週間分を、月曜日は休みですので、火曜日に会計に収入調定を上げるという流れにしております。

○7番（森田優二君） 何か管理帳あたり作っているのでしょうか。要するに出納帳というか管理帳ですたいね。そういうのは作ってあるとでしょう。何か返事が思うような返事だったばってんが。

やはり、これは博物館は入場料とグッズ販売が現金であります。そして今の話で、恐らく小さい手提げ金庫かなと思うんですけれども、大きい金庫があるんですか。大きい金庫があっても、やはり一日も早く会計で入金するのが当然だと思います。現金管理が一番いろいろ問題が起きてきます。そういったことを含めて、1週間に1回の管理というのは、ちょっと私はおかしいと思います。そこらあたりはどうですか。総務課長でいいけど。

○総務課長（野口壮一君） 今御指摘がありましたように、博物館の金庫というのは、私もちやんと管理、確認をしております。今議員がおっしゃるように、1週間分をためこんで、会計に流すよりも、どうしても対応ができない土曜日曜の売上等については、休日の明けた後に会計に振り込むというような現金管理が適正かと思います。

○7番（森田優二君） 私としては、毎日現金を持って行って、会計で入金する、そういうことを頑張してほしいと思います。これは現金管理が一番大事ですので、1週間分なんかとんでもない話です。

それから、博物館は町のシンボルとして今以上に来てもらうためには、駐車場を含めた周辺の再開発が必要だと思います。駐車場については、何度か指摘してきましたが、どのような協議が行われておりますか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

駐車場につきましては、博物館だけの問題ではなく、役場、カルチャーセンター、スポーツセンターなど、役場全体の問題として捉えています。博物館だけで解決できる問題ではありませんので、今後町長部局と駐車場について協議を進めてまいります。

○7番（森田優二君） 博物館の組織についても何回か質問してきましたが、組織における、職務権限が私は問題だと思っております。これを正さないと博物館運営もうまくいかない。

博物館長を教育長が兼任しておりますが、兼務でなく、専任の館長が必要だと思います。

御船町の今後のビジョンを考えるなら、前にも言いましたけれども、中学校を移転してでも、中学校の跡地に駐車場を中心に物産館、飲食店を含んだ施設等を考える必要がもう出てきているのではなかろうかと思います。また、以前にも話をしましたが、駐車場の地下には、地下の調整池を設置して内水被害の解消に利用するなど、総合的な開発が必要と考えられるが、その点、町長はどのようなビジョンを考えているのかをお聞きしたい。

○町長（藤木正幸君） お答えをさせていただきます。

前回の質問でもありました協議をしているところではありますが、内水問題も問題であります。また駐車場問題も問題であります。また学校のあり方問題等も出てまいります。中長期に考えながら、できることからなし遂げていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） それでは、2番のカルチャーセンターの運営についてに入らせていただきます。

○町長（藤木正幸君） カルチャーセンターの運営について、お答えいたします。

御船町カルチャーセンターは、平成3年に町民の芸術文化の向上を図ることを目的に建設され、34年が経過しました。これまで芸術文化向上のための自主事業をはじめ、講演会、研修会等の開催、音楽文化の振興に寄与しています。また、運営を円滑に行うための運営協議会を設置して、委員から御意見を伺っております。

今後も中核施設として、様々な文化活動の参加を通して学び続けることができるよう、町民の皆様の文化芸術活動の拡充を進めてまいります。

訂正します。冒頭「平成3年」と申しましたが「平成4年」の間違いでございます。すみません、訂正いたします。

その他、個別質問に対しては、担当課長から答弁させます。

○7番（森田優二君） まず、カルチャーセンターの建設目的について、説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

カルチャーセンターは町民の芸術文化の向上を図るために設置をされております。

○7番（森田優二君） それでは、ホールの年間管理と使用状況について、できれば過去3年間をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

ホールの使用年間状況ということで、令和元年度136万8,490円、令和2年度52万8,690

円。使用料です。ああ、管理費ですね、すみません間違いました。管理費、過去3年間で言いますと令和元年度が740万9,820円、令和2年度が796万1,796円、令和3年度が796万1,796円となっています。

内容としましては、舞台の操作点検、照明器具の操作点検、音響設備の操作点検、A/V装置の操作と点検、ホールの附属品の点検等を委託しています。

○7番（森田優二君） あんまり慌てんでいいですよ、ちょっとつじつまが合わないごとなるといかんけんが。過去3年間のホールの使用で年間の使用料は幾らになりましたか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

使用状況になりますが、令和元年度が136万8,490円、令和2年度が52万8,690円、令和3年度が89万7,820円でした。令和元年度以前はおおむね140件ほどの使用状況でしたが、ここ3年間はコロナの影響もあり、50件か60件程度という内容であります。

○7番（森田優二君） 年間の管理費が大体700～800万円かかりますよと、また年間の使用料、これを見ますと100万円前後ですよ。簡単に言うならそういうことですよ。

このホールの使用料に対して、言うなれば、甚大な管理費が毎年支払われているわけですが、例えば益城の文化会館、ここはいろいろ興業をされておりますけれども、そういうことはできないのですか、御船町では。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

益城の文化会館につきましては、今現在指定管理のほうで運営がなされている状況であります。確かに益城の文化会館につきましてはいろいろな自主事業ということで、年間10数回の講演であるとかコンサートをやられている状況です。

本町のカルチャーセンターにおきましては自主事業というのが非常に少なく、年間3回程度ということになっております。今後、自主事業をもう少し増やすように努力していきたいというには考えております。

○7番（森田優二君） 次に、図書館が設置してありますが、図書館についても、もうちょっと簡単に説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

図書館は本町の文化等、教育と文化の発展に寄与するため、図書館法に基づいて、御船町立図書館と称してカルチャーセンター内に設置してあります。蔵書数は、令和4年3月末時点で約2万冊を蔵書しています。

○7番（森田優二君） カルチャーセンター内には会議室等が設置してありますが、会議室等の運用についての説明をお願いします。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

会議室等につきましては、申請を出していただいて、役場等の公共団体の会議や各種団体等の会議及び講座等に使用されています。

○7番（森田優二君） それでは、今後のセンターの運営についてですけれども、今後のホールの使用利用について、どう考えていくのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

町民の芸術文化の向上を図る上で、カルチャーセンターは学びの中核施設であります。中でも、ホールの利用を増やすことは、文化芸術の充実につながります。さらに自主事業を含めて、広く町民をはじめとした皆様に使っていただけるよう周知広報し、来場者、利用者の増加を図りたいと考えています。

○7番（森田優二君） 今の話を聞いただけでもですね、ホールの運営、これについては、長い間私も気にかけて見てきましたが、職員で何か事業をしようという努力が、私には見えないと思います。職員ではホールの運営は非常に難しいとは思いますが、ホールだけ切り離してというか、ホールだけを業務委託とか指定管理とかはできないのか。

○社会教育課長（緒方良成君） お答えします。

まず、指定管理につきましては、そこだけを切り離すということは非常に運営上難しいところがあります。ただ、今後ホールをどんどん活用するというのは、これは努力次第でできるものだと考えておりますので、自主事業につきましては、少しでも開催ができるように今後努力していきたいと考えております。

○7番（森田優二君） まず、教育関係の施設で利益を求めることは、これは難しいとはわかっております。しかし、何もしないで、赤字を大きくする必要はない。どうしたら経費を削減するかは職員の努力次第だと私は思っております。その努力が、私はどうしても欠けているようにしか見えません。私も恐竜博物館に関しては、6回目になりますが、ようやく問題点がわかってきたように思います。町長も、このような問題点を解決する必要性を理解していただいたかと思っております。恐竜博物館を、いつも言いますけれども、負の遺産にしないためにも、これまで質問してきた様々な問題点を検討していただきたい。

町長も、1期目は熊本地震、しかし御船インター付近の農地の農振を一部解除しての

コストコ誘致、2期目はコロナ禍でなかなか動けない中に、ビジネスホテルの誘致、11月には、台湾へ、台湾企業誘致の説明会参加のために職員とともに台湾に行くなど、積極的に行動されているのがわかります。3期目は、今までの経験を生かし、企業誘致も含め、今後の御船町のビジョンを考えながら将来像を作ることが1つの使命だと私は思います。

町長は、この3期目についてどのような考えを持っておられるかをお聞きしたい。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

議員の皆様も御存じのとおり、来年4月には、御船町においても統一地方選挙が行われます。町長就任以来7年と8カ月、間もなく私も任期を迎えようとしています。

振り返りますと、私は日本一住みたい町をまちづくりのテーマとして、御船町に暮らす住民の一人でも多くに笑顔届けたいという思いを持ち、笑顔あふれるまちづくりを基本として町政運営に当たってまいりました。就任当時は住民訴訟による失われた町政の信頼回復や中小学校給食のセンター集約、防災行政無線の設置や吉無田高原の環境を守る課題等の懸念事項に積極的に取り組んできたところであります。

町長就任1年後の平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震では、町民の皆様の生命と財産を守る責任者として指揮に当たりましたが、これまでに経験したことのない大規模な震災の混乱期を乗り越えられたのは、議員の皆様や御船町職員の後押しのおかげであり、何よりも町民の皆様等、御理解と御協力の力があったからだと思っております。また、県内外から多くのボランティアの皆様、他自治体からの職員の皆様の支援が、私の後押しとなっていただきました。

熊本地震の復旧・復興に取り組む中で、令和元年に2期目の町政運営を預かることとなりました。震災からの創造的復興を目指し、第6期総合計画や第2期地方創生総合戦略の策定、企業誘致、教育環境や子育て施策の充実など、町民の皆様のためわくわくする御船町の実現を目指して、力を尽くしてまいりました。

令和2年に入り、国内で新型コロナウイルスによる感染症が広まり、御船町においても感染が拡大し、数多くのイベントや町民生活に影響を受けましたが、町では1人の死者も出さないという最大の目標を掲げ、ワクチンの集団接種など、町独自の取組みを進めてまいりました。

そのような中でも、熊本地震からの復旧・復興を進め、復興のシンボルと位置づけたコストコや複合型宿泊施設Mifune Terraceの誘致、子ども医療費の拡充など様々な独自の

施策にも取り組むことになりました。ふるさと納税による自主財源の確保に努めてまいったところでもあります。

御船町は熊本地震からの復旧事業が完了し、その後の復興もなし遂げ、さらにその先に進むという大きな転換期を迎えております。加えて、町では総合計画に掲げた「みんながわくわくする御船町」の実現に向けて施策を推進していかねばなりません。国全体として人口減少、高齢化が進展する社会となっており、特に中山間地域での対策についても、喫緊の課題だと思っております。

御船町に住む皆様が笑顔で暮らせる持続可能な社会を作っていくため、そして、御船町がますます発展していくために、子どもが健やかに生き生きと育つ環境を、また育てられる環境の提供、子どもから子育て世代、高齢者の皆様お一人お一人が住み続けたいと思っただけの。そして、関係交流人口圏の皆様方が羨ましいと思っただけのまちづくりが必要であります。

また、基盤を支えるため企業誘致、進めてまいるとともに、農林業や商工観光産業を振興発展させ、並びに医療と福祉サービスの充実を図ることも必要となっております。

御船町のまちづくりを引き続き進めていく、そのためにこれまで取り組んできた経験を生かして、3期目となる次期町長選に出馬することを決めました。

御船町の創造的復興、そしてその先の発展を実現し、何よりも町民皆様の笑顔が満ち満ちているまちづくりを進めるために努力を尽くす覚悟であります。

3期目の出馬、この場を借りて、宣言させていただきます。

○7番（森田優二君） 3期目の出馬表明だったと思いますが、1期目、2期目で培った経験を生かし、3期目では御船町のビジョンを、御船町のビジョンを作り上げて、その実現に向かって御船町を変えてほしい。企業誘致はともかく、商工観光にも力を入れていただきたい。私もPTA会長の経験もあり、学校教育には非常に関心を持っています。以前も話をしましたが、80年の延命にこだわることなく、中学校の移転を、これは私の思いですけれども、中学校の移転を考え、同時に小中一貫校の学校未来型の構想も考える時期ではないかと思えます。

子どもたちの未来のためにも、子どもたちの夢に出てくるような御船町、そして町長がいつも言われているわくわくする御船町、住み続けたい御船町の実現に向かって、3期目も頑張っていたいただきたい。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） 緒方社会教育課長。

○社会教育課長（緒方良成君） すみません、先ほどの件で訂正がありますので御報告させていただきます。

まず、旧七滝小学校跡の外にあります岩石につきましては、調査体験等の学習に使用しているものでした。また、水越のクリーニングにつきましては岩石で、化石は持っていくことはございません。博物館のほうで保管しているというので、岩石のみです。

それから、入札の遅れにつきましては、準備が調わなかったということで、仕様書の作成につきましては、管理の職員が作成をしておりました。

○7番（森田優二君） すみません、一番初めのをもう1回、私も聞きそびれたので。七滝社会教育センターの岩石です。

○社会教育課長（緒方良成君） 七滝社会教育センターの外に置いてある岩石ですが、これは調査体験等で学習用であるための、使用をしているというものであります。

○7番（森田優二君） すみません、学習用に使用しているのだけん、大事なものでしょう。要らないものではなかでしようが。私はそこを指摘したんですよ。昨日の田上議員のときも、何かもう、置いてある、要らないもののように、そういう答弁だったと思うんですよ。今日も私が聞いたけど、やはり何かどぎゃんでもよかごたる岩石というふうに聞こえるんですよね。学習で使うたつならちゃんときちんとする、それが当然ではなかですか。水越の、一緒にあるところに持って行って、ちゃんと保管をしてくださいよ。

○社会教育課長（緒方良成君） 適切に管理をしていきます。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 散会